

平成22年第2回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 日 6月10日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
柿 沼 英 己 君	6
黒 澤 兵 司 君	11
高 橋 純 一 君	19
福 田 正 司 君	28
小 林 正 明 君	39
金 子 孝 之 君	49
○次会日程の報告	53
○散会の宣告	53
散 会 (午後 2時02分)	53
第 2 日 6月11日(金曜日)	
○議事日程	55
○出席議員	55
○欠席議員	56
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	56
○職務のため出席した者の職氏名	56

開 議 (午前 9時00分)	5 7
○開議の宣告	5 7
○報告第1号の上程、説明、報告	5 7
○報告第2号の上程、説明、報告	5 7
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○次会日程の報告	8 7
○散会の宣告	8 7
散 会 (午前11時06分)	8 7

第 8 日 6月17日(木曜日)

○議事日程	8 9
○出席議員	8 9
○欠席議員	8 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
○職務のため出席した者の職氏名	9 0
開 議 (午前 9時05分)	9 1
○開議の宣告	9 1
○閉会中の継続調査の申し出	9 1
○日程の追加	9 1

○閉会中の継続審査の申し出	9 1
○動議の提出	9 2
○日程の追加	9 3
○閉会中の継続審査の早期完了について	9 3
○町長あいさつ	1 0 2
○閉会の宣告	1 0 3
閉 会 （午前10時31分）	1 0 3

平成22年第2回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年6月4日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成22年6月10日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	襟	川	仁	志	君	2 番	高	橋	純	一	君
3 番	金	子	孝	之	君	4 番	川	田	延	明	君
5 番	福	田	正	司	君	6 番	小	林	正	明	君
7 番	柿	沼	英	己	君	8 番	細	田	芳	雄	君
9 番	黒	澤	兵	司	君	1 0 番	青	木	國	生	君
1 1 番	坂	本	金	光	君	1 2 番	富	岡	芳	男	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成22年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成22年6月10日（木）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	襟川仁志君	2番	高橋純一君
3番	金子孝之君	4番	川田延明君
5番	福田正司君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	細田芳雄君
9番	黒澤兵司君	10番	青木國生君
11番	坂本金光君	12番	富岡芳男君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
教育長	松沢義文君
総務課長兼 企画財政課長	川島賢君
税務課長 町民税係長	荒井稔君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	荒井和男君
経済課長兼 農業委員会 事務局長	椎名信也君
建設水道課長	田島重廣君

会 兼 計 管 理 者
兼 会 計 課 長
教 育 委 員 会
事 務 局 長

野 村 耕 一 郎 君
高 橋 充 幸 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
書 記
書 記

坂 本 道 夫
小 林 良 子
宗 川 正 樹

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(富岡芳男君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第2回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(富岡芳男君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告2件、定款の変更1件、条例の改正4件、補正予算3件、町道路線の廃止1件、契約の締結2件、同意4件であります。

請願については、お手元の請願文書表のとおりであります。総務文教委員会に1件を付託いたしました。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成21年度3月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(富岡芳男君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

4番 川 田 延 明 君

5番 福 田 正 司 君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(富岡芳男君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から17日までの8日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(富岡芳男君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から17日までの8日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（富岡芳男君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、7番、柿沼英己君の登壇を許可いたします。

7番、柿沼英己君。

通告に従い、大谷町長は答弁席へお移りください。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） おはようございます。通告によりまして一般質問したいと思います。

清潔な高い政治理念を掲げる町長に敬意を申し上げたいと思います。さきの5月9日でしたか、町民集会においても政治理念を申し上げられました。議員も数多くの議員が聞いていたこととされます。そういった中で、町民全体の奉仕者としての町民の信頼にこたえ、民主政治を進めていただきたいところでもあります。すばらしい政治理念を実際に担保する仕組みは組織化できるか、こういったことを問うていきたいと思います。

まず最初に、政治倫理の確立のための千代田町長の資産等の公開に関する条例等が平成7年に条例で定められております。この目的はどういったことと申しますと、政治倫理確立のため、首長みずからの資産を公開することによって市民の信頼の確保と、より開かれた町政の実現を図り、もって公正で民主的な町政の健全な発達に資することを目的としているものと思われまます。そういった中で、こういった条例等があるわけですが、近くの館林の条例等を見てみましたところ、ホームページのほうで、5月でしたか、市長のホームページ上で公開されますということで、5月10日から館林市役所の行政課3階で見られますよという閲覧のお知らせ等がございました。そんな中で、館林の広報紙のほうでも市長の資産などを公開しますということで、広報紙のほうで閲覧を呼びかけているというような形をとっております。そういった中で、千代田町が実態はどうか、まずその辺からお伺いしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

政治倫理の確立のための千代田町長の資産公開に関する条例につきましては、平成5年1月に施行された資産公開法に基づき、国会議員と同様に都道府県知事、都道府県や政令市の議員、市町村長の資産公開等が義務づけられたため、平成7年12月までに全国的に制定されたものであります。今、国会でも騒がれておりますが、政治に携わる者は金銭面でクリーンでなくてはなりません。これは私の理念そのものであります。

ご質問の住民の皆様への周知についてであります。近隣の太田市、館林市並びに郡5町の中でホ

ホームページに掲載されているのは館林市だけであります。私といたしましては、掲載することは何のためらいもありませんが、邑楽郡内5町は郡町村会として活動しておりますので、今後町村会の中で掲載することについての検討を提案させていただきたいと思います。検討後は、理解が得られれば対応していきたいと考えております。

また、これは私からの提案であります。議員の皆様も平成12年に千代田町議会議員政治倫理要綱を制定されています。私はすばらしいことだと評価しております。今回このように町長の資産公開についてのご質問いただいたことでもありますから、この際柿沼議員におかれましても、市町村議員としてはほとんどの方が資産公開をされていないと思いますので、他の議員に先駆け資産公開をされてみてはいかがかとご提案いたしますが、ご検討のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 先ほどすばらしい提案がありましたけれども、法律に基づいてやっているわけで、私としては出すつもりは毛頭ありません。

それでは、次にいきます。私は、大学生のころ三木元総理大臣にお会いしまして、直接お話を伺ったことがあります。それは何かというと、政治とは信頼、あるいは信用であると。当時は全然わからなかったのですけれども、今は大変永遠のテーマというふうに思われます。当然発言についても重いというように思います。ぜひリーダーシップをとっていただいて、資産公開ですか、それについて足並みをそろえてできますように祈念を申し上げたいと思います。

それでは、それについては閲覧できますので、この一般質問が町民に知れることによって、関心のある方は見るというようなことになると思われます。

次の質問を問いたいと思います。前橋市長におかれましては、前橋市長等政治倫理条例、こういうものをつくられました。千代田町の議員のほうも要綱をつくりましたので、これについて質問したいと思います。前橋市長等の政治倫理要綱ですか、目的を読ませさせていただきますと、この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長及び教育長が市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえ、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とすると。大変すばらしい、市長みずからこういったものをつくったということで、大変敬意と尊敬を前橋市長さんに申し上げたいところなのですが、それについて、立派な政治理念を掲げる千代田町長にどう映ったのか、それを聞きたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 先ほどは済みません、読み違いましたので、訂正させていただきます。

議員の皆様、昨年、「平成」と言っただけなんですけれども、昨年12月に千代田町議会議員政治倫理要綱が作成されということでおわび申し上げます。

柿沼議員にお答えいたします。前橋市長の疑惑問題について、私も新聞報道で見えています。平成20年の前橋市長選の後であると思います。市長の親族企業や支援してくれている企業に対して利益誘導がなされたのではという疑惑報道がありました。これは新聞で大変大きく取り上げられたことでもあります。そして、同年12月市長の辞職勧告決議案が決議されたようでもあります。このようなことから、市長みずから政治倫理条例を議会に提案したようではありますが、内容は、前橋市政が市民に信頼されるようにするため、市長、副市長、教育長が全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、地位を利用して自己及び特定の人の利益を図ることのないようにし、市民の信頼にこたえることを目的とした条例であるということを知っております。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） その条例について町長のほうから説明いただきました。そういった中で、大変すばらしい条例であると思うのですが、町長みずから条例等、要綱でも構いませんが、そういった考えがあるかどうか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

今の時代は常識が欠けていると言われております。近隣の、隣近所のおつき合いや学校における保護者の無理な要求など、全国にあっては耳を疑いたくなるような話ばかりであります。私は、特に政治家あるいは何らかの組織のトップにある方が確固たる信念、理念を持つ必要があると考えております。今回の政治倫理条例についても、条例で明文化すればよいというものではなく、政治家の心の中に常に持っているべき信念であり、人間としての正義感であると思います。条例がなければ守れないということであればつくればよいと思いますが、私はそうは思いません。よって、現時点では私はそういう条例をつくるつもりは現在のところありません。情報公開で私の資産だのそういうことのあれは公開して見せてくださいと言えればいつでも見られるわけですから、そのとき気がついたときに役場へ来て見ることもできます。

それから、私が政治理念ということでお話をいつもしておりますけれども、ここで改めてしてみたいと思います。私が平成18年議員に立候補して決意したときに親父から言われた言葉、うそをつかない、自分の利益を求めない、地域住民の幸せを第一に考える、議員は全体の奉仕者であること、一部の奉仕者であってはならない、行財政にチェックをし、批判、監視をもって当たる、これはあくまでも批判であり、非難であってはならない、公的なところに物品の販売してはならない。私は、前にもお話ししたことがあると思うのですが、学校給食、保育園、それから幼稚園、こういうところ

に大変な多くの品物を納めておりました。それで、私が花の販売を、数字言っただけですけれども、1億7,000万ぐらい売っているときにある県会議員の大物の方が、ぐんまフラワーパーク、それから前橋の花木センター、そういうところ、それから農協にすべてもう根回しはしてあると、どんどん品物を納めてくれと言われました。私はすっかりその気になって、ではどのくらいの車用意したらいいかと言えば、今車のほかに大型車2台ぐらい入れて、4億か5億円ぐらいの売り上げになるだろうと。私はそのとき議員になるということを宣言していましたから、うちの親父から大変注意を受けました。公的なところに議員たる者が品物を納めて利益を図るなんていうのはとんでもないことだと。私はそういう中で議員に立候補して、12年間議員やってまいりましたけれども、同期とかいろいろ一緒にやってきた議員の皆さんもおりますけれども、私はいいか悪いかということに対しては非常にはっきり物を言うほうです。

ですから、ここで改めて条例をつくらなくても、どうか私が今までやってきたこと、そして、日は浅いですが、2年ちょっと町長としてやってこられたのも皆さん方のご協力のおかげであります。そういう中であって、政治というのは清潔でなければならないのだということ、こういうことを旗印にしてやってきたわけでありまして。どうか私の今言っていることを理解していただいて、理解をお願いできればと思っております。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 挙手をしないで済みませんでした。

いずれにしても、言葉だけでなくそういった、よそではそういう条例をつくったことがあるというようなことで、今後に期待したいと思います。透明性のある具体的な政策の実行、その積み重ね、こういったことが大事ではないかなと思います。もう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

確かにそのとおりであります。政策、よい政策を積み重ねて、住民の皆様にも少しでも安心して暮らせるまちづくりをしようというのは町長の使命でもあります。これは一生懸命やっていかなければと思っております。ですから、そういうやり方でこれからもやっていくということをお話ししまして、答弁とします。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 私の政策、行動に信頼してくれということでありまして、それ以上申し上げる内容はないのですが、これがこういった広報紙に出ることによってこれからの一つの試金石あるいはこういったことが政策であるのだというようなことを周知して、だんだんにこれができていけばと思っております。やはり首長みずからクリーンな政治を心がけていきたいと思っておりますけれども、それについてどういったことが信頼してくれということになるのか、再度伺いたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 一番初め町長に就任させていただいたときから、すべてのことに対して透明性を持ってクリーンでやるという、その発言したとおりに、具体的な話ですと、選挙で私に対して一生懸命応援した人、そういう人が、一生懸命応援して大変ありがたかったわけですがけれども、そういう人たちが選挙で応援したのだから便宜を図ってもらいたいような、そういう方がおりました。私は、お話ししても理解していただけなかったの、そういう人はふさわしくないということで行き来すべてのことをお断りして、ご承知と思うのですけれども、何人かおやめになっていただきました。すべての人に、全部の人にサービスするという事はなかなか難しいと思いますけれども、この千代田町が少しでも豊かにならないと本当に皆さんが大変だなという、それは私が議員のときから思っていたことでありますけれども、町長にはそういう使命があるわけですから、どんなことがあっても清潔でやるのだというふうに、どっちをとるかと言えばそういうことでやっております。入札の問題もそのとおりであります。それから、職員の採用もそのとおりであります。平均点以下の人は県のほうから入れないでくださいという要望の中で、そのとおりにやっております。確かに千代田町の人を受かるのが少ないのは残念ですが、一生懸命勉強してそれなりに頑張ってきた人は、それよりも落ちるといいますか、これは試験だけではなくて、一人一人に質問を15やるのですけれども、それではっきり答えられる、そして態度に落ちつきがある、いい悪いがはっきり、元気はつらつしている、そういう人はクレーマーとかに何か言われても落ち込むようなことはないし、やっていけるのかなと思っ、て、そういうのを五、六人の審査員で審査しながらやるわけですが、残念ながら千代田の人は受からない場合が多いです。受かっても1人かそこら辺かな、そんな程度ですが、地元の人を本当は入れたいのです。でも、これも公正公平にやるのだということで、そのとおりにやっております。どんなことでもそういう考え方で、私が提案することがすべてが正しいとは限らないので、1週間に1回課長ミーティング会議というのを、少ない時間ですがけれどもやって、いろいろ相談しながら政策についてやっております。100%とはいかないでしょうけれども、そういう中でいいまちづくりをやりたいということだけは理解していただければと思います。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 町民の責務としても主権者として公共の利益を実現するような自覚を持って、首長に対してその地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならないというふうに思います。首長の責務、また町民の責務両方を考えた上でやはりクリーンな政治というのをつくっていかなくてはならないというふうに思いました。

最後に、残り任期2年なのですが、今後いろんな政策の中でそういった今後に期待したいのですが、クリーンな政治につながるような施策をぜひつくっていただきたいと思うのですが、よろしく答弁お願いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 先ほどお話ししたとおり、クリーンにやっていくということを前面から出していますし、議員のときにも一緒に議員活動していたわけですから、私がどういう考えを持ってやっているかということは、ある程度のことはご存じだと思うので、大変クリーンでないと困るということで心配をなさっているように聞こえますけれども、その点はこういうところでもはっきり物を言っておりますので、その点をご理解をいただければと思います。

現時点では政治倫理条例をつくるつもりは今のところありません。しかし、情報公開に向けた住民の更なる要望や政治と金にかかわる全国的な時代の必要性が生じてくれば、条例制定に向けた検討をしなければならないかと考えているところであります。

○7番（柿沼英己君） 終わります。

○議長（富岡芳男君） 大谷町長は自席へお戻りください。

以上で、7番、柿沼英己君の一般質問を終わります。

続いて、9番、黒澤兵司君の登壇を許可いたします。

9番、黒澤兵司君。

通告に従い、大谷町長は答弁席へお移りください。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 9番、黒澤兵司です。通告順番に従いまして一般質問を行います。

質問事項ですが、環境衛生公害にかかわる苦情についてであります。私たちの前身である村は、明治の中ごろ、富永村、永楽村が生まれたわけでございます。昭和30年3月に町村合併によりまして千代田村が誕生いたしました。その後千代田町へと移行となったわけであります。私が高校を卒業した年は昭和37年の3月であります。そのころまでの生活は現在と比べると想像しがたい粗悪な状態、環境と衛生状態で過ごしておりました。上水道はなく、飲み水は消毒をしていない井戸水、こういうものを使っておりました。食べ物や弁当箱を包むのにヘギ、私のところではひげ皮と、こういうふうに言っていたのですが、や、これは木の板を薄く削ったようなものです。それと、タケノコの皮、新聞紙等で賄っておりました。ちょっとした品物はふろしき包み、今の言ったらばポリ袋や手提げかばん、こんなようなものでありました。こういうものを使っているということが一般的な生活のパターンでもありました。また、食べ物等の残り物については、鶏とか犬、家畜、こういうもののえさとして利用し、また麦わらや稲わらは帽子や俵、それからむしろ、今の畳のようなもの、こんなものに加工し、残りは立ち木や枝の伐採したものと一緒に燃料や堆肥として、また雑草やし尿については発酵させ、肥やし、肥料として使われておりました。半世紀過ぎた今日では、企業における生産性の向上や技術革新が進められて大量生産、また石油を使った軽くて丈夫で長持ちし、しかも値段が安い製品がつくられるようになりました。多量の品物が市場に出回ったおかげで利便性も高まり、豊かな生活や暮らし

が訪れてきたわけでありますが、その一方で、工場や事業所における大気汚染や水質汚濁、騒音等の苦情や公害が社会的な問題に問われてきております。

そこで、平成21年度環境衛生公害、大気汚染、水質汚濁、悪臭及び町管理道路等にかかわる苦情はどのようなものがあるのか、また苦情の件数何件ぐらいあったのか、町長に伺います。

1回目終わります。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 黒澤議員のご質問にお答えいたします。

平成21年度環境衛生公害、大気汚染、水質汚濁、悪臭及び町管理道路にかかわる苦情はどのようなものなのか、どのくらいあったのかの質問ですが、ご質問の苦情処理件数は、黒澤議員の情報公開請求により報告した件数、計17件でございました。内訳につきましては、環境保健課所管10件、建設水道課所管4件、経済課所管3件となっています。原因別では、大気汚染2件、水質汚濁2件、悪臭9件、道路関係苦情4件でございます。一番多い悪臭では、工場等事業活動によるもの4件、家畜排せつ物にかかわるもの3件、用水路等の水の滞留によるもの2件であります。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 今お答えをいただいたのですが、環境衛生公害関係苦情件数ということで、20年度までの件数が決算の中に入っていたのですが、年々この苦情というのが増え続けているのが現状ではないか、こういうふうと思うところであります。第五次行政改革大綱、平成20年4月、町長が就任した年度になりますが、ここではエコ活動の推進をうたっております。環境に関する方針や目標を設定し、積極的に推進し、住民や事業者の環境保全意識を高めると言っています。苦情に対する町長としての認識はどのように思われているのか、その辺について2回目お願いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 環境保全、この意識を向上させるというのは当然なことであります。私自身もそういうお話をして、環境は大変大切なことだというふうに思っております。今何件ということで申し上げましたけれども、確かにここで見ますと、いろんな、2の質問でそういうことが出るのかなと思っていたのですけれども、水質汚濁、これが用水路へ出ていったとか、こういうこといろんな案件が多かったわけですね。私になったときも余りにも程度が悪過ぎるということで注意をして、それを改めさせたということもありますけれども、小さい、小さいと言っても環境汚染をするということはいいことではありませんので、各所管でそういうことがあった場合は迅速に手だてをしている、そういうふうには思っております。そういう話は私のほうにも当然届いておりますし、私自身が行ってそこで調べてきたとかということは、議員のときはどンドン動けたから、一生懸命話が出たら現場へ行ったり、いろいろ調査したりしましたけれども、今は所管の人のお任せしてあります。そうい

う中でどういう手だてをしたらいいかということで協議するわけであります。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 今町長より答弁いただきました。迅速に対応していると、こういうお話を伺いましたので、町の苦情に対しての対応はどうしているのか、具体的な実情や内容はどんな状況であったのか。また、これ指導するに当たりましてどういう手続ですか、書面や文書、こういうものはやってあるのかどうか。それから、権限というものが多分あると思うのです。国、県、町それぞれの範囲というのですか、できる範囲、権限が町には多分移譲されていないから、町のほうで勝手な指導とか苦情の処理ができないはずだと、こういうふうに思いますので、町の対応、これについてどのようにやっているのか、伺います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

苦情の内容につきましては、場合によって異なるわけですが、一過性のものか、常習かということで申し上げますと、一過性のものが見受けられます。多く見受けられます。また、常習的なものもありました。

現場へも見に行っているかということですが、電話等で苦情が寄せられた場合は、苦情の内容を確認するため、原則すぐに現地へ出向き、苦情の内容を確認し、対応策を所管課で協議し、適切な対応をすることとなります。時にはさまざまな事情で対応し切れない場合は、県や警察署並びに消防署等の判断を仰ぎ、町と合同で対処するケースもあります。

本人、近所、事情聴取をしているか。苦情があった場合一番困るのが匿名の通報でございます。苦情の詳細が把握し切れないことも場合によっては生じ、苦情者と本人の言い分と隔たることがありますので、場合によっては近所等の事情聴取も必要であり、確認の意味で聞くことにしております。

指導等事案処理しているのか。事業活動による苦情については、町並びに県等で公害発生事業所等に出向き、苦情発生原因の特定等を調査しますが、なぜ苦情、公害が発生したのか、事業者の事情説明及び設備等の使用状況を確認、原因究明の結果、法令等の遵守の必要性の口頭指導や今後の改善計画書等の提出を求め、通報者に、苦情者に報告し、理解をお願いしております。

指導後の確認、巡視、巡回を行っているのか。指導後の履行の確認は各担当課で必要がある場合行っておりますが、改めて監視や巡回は行っておりません。家畜排せつ物の管理の適正化にかかわる巡回は東部県民局、東部農業事務所、家畜保健衛生課において、年1回ではございますが、畜産農家を対象に家畜排せつ物の管理状況の確認及び家畜排せつ物の適正管理に対する意識啓発等の巡回指導を行っている聞いております。

苦情処理記録はつけているのか。苦情受け付けに関します記録ですが、場合によっては現地や電話等で対応が済んでしまう軽微な苦情は別として、可能な限り記録は残しております。これらでき得る

限りの対応を行うことによりまして改善はされていますが、設備の不備等による費用のかかる苦情についても関係機関と協議をし、最善策がとれるよう指導していきたいと考えております。

国、県、町補助金により整備された堆肥舎及び浄化槽は、近年畜産経営の急激な大規模化の進行、農業従事者高齢化に伴う農作業の省力化等を背景として、家畜排せつ物の資源としての利用が困難になりつつある一方、地域の生活環境に関する問題も生じております。他方、住民の環境意識が高まる中で循環型社会への移行が求められ、家畜排せつ物を適正に管理し、堆肥などにして農業の持続的発展のための土づくりに積極的に活用するなど、資源としての有効利用を一層促進する必要が出てまいりました。これらを背景として家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、家畜排せつ物法が平成11年11月1日に施行され、5年間の猶予期間を設け、平成16年11月1日に完全施行となりました。本町ではこの法律の施行を受け、畜産農家の衰退を避けるべく、千代田町畜産環境保全組合を核とした研修会、講習会等を開催し、完全とはいきませんが、環境保全等の確保を図ってきたところでございます。

施設整備の件ですが、施設の内容によっては高額な整備費がかかることから、国、県、町による補助事業により、平成15年度から平成17年度にかけて堆肥舎6棟、浄化槽1基を整備しております。当然国、県の補助で整備しておりますので、施設の整備状況につきましては会計検査院等でチェックされております。その後の管理状況については、この法律の第4条に基づき、県の家畜保健衛生課で巡回指導を実施しているところであります。必要があれば町におきましても指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 今町長からご答弁いただいて、非常にどう判断していいか、ちょっと私も迷っているところであります。どういうことが町でできて、どういうことが県でやるのか、こういうことで私は聞きたかったわけでありまして。苦情が出れば、本来権限のない自治体でありますから、当然権限のあるところ、ここへ行って相談するのが普通ではないかと、こういうふうに私は今まで思っていたのですけれども、なかなかこれが実行されていないということで、非常に私もまた考えを新たにしなければならぬのかと思います。

それで、私も苦情を提出したほうであります。多くの人たちから私のところへやっぱり苦情が寄せられるものですから、それを整理しまして、本来なら警察とか、県の出先機関、これに出ようと思ったのですが、仲間の人たちからそれは行き過ぎではないか、半月か1カ月たてば多分そういうことは取り上げるだろうからということで私も追跡をしてきたのですが、なかなかそういう現状が見受けられなかったということで町のほうに苦情申し上げたところであります。町のほうでも情報公開、私はさせていただきました。内容を見てみますと、とにかく書面もなく、口約束、いつまでに改善する、そういう処理がされていないわけです。これが本当に大人がやる仕事かなと、私はつくづく思ったわけです。ですから、県の出先機関、県民局、それから警察、いろいろと出かけていろいろな話を聞いて

てきました。これは、さきにも町長が言ったように、いいか悪いかということ私も聞いてみました。これは悪いことですよと言っていました。それで、議会でも倫理要綱つくったわけですけども、それ以降もやっている。まして町民の血税である税金をですよ、報酬、給料としてもらい、または補助金をもらい、それでまだですよ、違法行為をしている、こういう現状が今あるわけです。町長の考えをもう一度聞かせてください。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 私は熟知しておりません、申しわけないですけども。そういう状況であったかどうか、所管の人に、本当にそのような中になっていったのか説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） 黒澤議員のご質問でございます。情報公開請求によりまして家畜のふん尿の処理に関する件が出てきたわけでございます。生ふん、し尿ですか、それを農地に放置している場合というようなことだと思います。これにつきましては、生ふんや堆肥を農地に散布する前に、農地に放置している場合は管理基準上問題になるというようなことが言えると思います。できる限り速やかに散布するか、堆肥舎に搬入するか、あるいは防水シートで上下を覆う等の対策をとっていただく必要があるというふうに考えております。この家畜排せつ物法でございますが、先ほども町長が言ったように、平成11年の11月1日から施行されたわけでございます。管理基準につきましても、同日から施行されたということでございます。この中に設備整備には一定の期間が必要になること等を考慮して、管理基準のうち構造設備に関する基準につきましては、5年間の猶予があるというようなこともうたわれておるわけでございます。5年間うたわれているわけでございますが、猶予期間経過後もいきなり罰則ではなく、まず指導、助言を行い、更に必要があれば勧告、命令といった十分な手順をとるといったようなことがうたわれておるわけでございます。

ご指摘の件につきましては、先ほど町長が話したとおり、本町におきましては平成15年から平成17年までにかけまして、家畜排せつ物法の施行基準の第1条に管理基準というのがございます。これに基づきまして整備された堆肥舎あるいは浄化槽があるわけでございます。今回ご指摘受けております野積みの関係だと思っておりますが、これにつきましては、堆肥舎が遠隔の地にあるということから、畜舎に近接した農地に堆肥を還元するのに有効的ということでございまして、放置しているということでございます。5月の19日に県の東部県民局、東部農業事務所家畜保健衛生課職員と町とで合同で調査をいたしました。原因者におきましては、シートで覆い、悪臭のもとを断っているのが現状でございます。今後速やかに施設整備を実施したいと話しております。生活環境の改善につながるところでございます。また、県におきましては、巡回指導を6月24日実施するとのことでございます。指摘の内容、苦情の内容を指導していきたいと考えております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 今課長から答弁がありました。これを施行するには猶予期間が5年ありました。その間にまたいろいろな啓発だとか指導もなされてきた、こういうふうには私は思うところであり、間違いのないと思いますけれども、それにもかかわらず血税である税金をもらいながら、また税金をもらいながらやっているという姿は、これ町民に対してどういうふうに説明するのか。これは、だれとは出てきていないですけれども、公人でやるのですよね。いろいろ出てきて、訴訟になるかもわかりませんが、この辺私も弁護士とやっていますので、しゃべってもいいのかな、気はしますけれども、公人である人がずっと違反行為をこれ続けてきたわけです。証拠もあります、私には。県民局にも行っているし、警察にも行っています。その辺について町長のお考え、どういうことかという、議員が率先してこんなことをやっているということは、苦情は全然減らないということですよ。議員がやっているのだから私もやりますよとか、やりますよとは言わないね、あちらの議員がし、何でおれに文句言うのだ、こういう苦情。ですから、町の秩序は乱れ切っていると、こういうふうには思いますので、もう一度その辺について町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

実はその今お話が出た人のところの私は行って、どういうふうに、それをちゃんとやっていますということで、私も帰りに見てきましたけれども、そのときはちゃんとなっておりました。年じゅうこう行って見ているわけではありません、そのときだけであります。ですが、前からやっているといろいろなことでご批判を受けておりますけれども、これは確かにそのとおりであったとすれば……

[「指導が悪いのではないですか」と言う人あり]

○町長（大谷直之君） はい、そういう話を聞いたので、指導ということですか、それでお話に行ったわけなのですけれども、そういうふうに改善されているということをお話していただきましたし、自分もそのそこであろうというところも通って見てまいりましたけれども、腐ってなっているとか何か、ひどい状態になっているとか、そういうことは見られなかった、でその話したのですけれども、その前から私が行ってこう見たり何かしていればそういうことがあったかもしれないけれども、所管の人たちがもうそういうことがあったとき動いていると思いますので、私のほうからじかに行くということは、ほとんどの場合に行ったりはしておりません。そういう話を出したときに、ほかの面でもありましたけれども、でもすぐ片づけてありましたよということで、ああ、よかったですねというような話もしたことがあります。もうそういう法令に遵守できないような、常識にかかわるようなことがあったらば、これは早急にやめていただくということで私も考えておりますので、もっともっと目を光らせなければなというふうに考えております。検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思いま

す。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 町長のご答弁をいただいたのですが、やめてもらうということは何をやめてもらうのだから、意味がちょっと私にわからなかったのですが、これをやってもしょうがないので、また一つお話をします。町長が柿沼議員のときもいろいろご答弁をしておりました。町長は各種団体の会合で、ここでよくあいさつをなさるわけでございます。そして、小中学校祝辞とか、いろいろ立派なお話をするわけです。先ほども言っていました。人に優しい、美しいと、思いやりある心、愛情、決まりや約束を守り、だれにでもありがとう、非常にすばらしい言葉を話されております。そういうことも私は共鳴しているところではありますが、町長の言葉は非常に重いものがあると。議員時代もそういうお話をしておりました。理想論はだれでも言います。元社会党の元親分がそうでありました。苦情が多い原因は何なのか、執行者の指導は適当に伝わっているのか、事業者の認識やモラル、この意識はどうなっているのか、数えたら切りがありません。苦情を減らすには、やっぱり減らさずには町の発展は考えられません。今後の行政、管理や町長の言葉に対する責任、これをどのようにしてまとめしていくのか、こういうことについてもう一度伺いたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

私は、皆様の前でいろんな話というのですか、大体そんなにうまく話せるほうでないので、今の笑顔でありがとうとか、そういう話をどこでしたのかなと思ったり、毎日毎日会議がありますので、自分も年とってきたらば数字だの名前忘れるようなことがあるので、すべて口述書という、何というのですか、そういうもの渡されて、ほとんどそれで読む場合が多いです。ですが、私が、今の民主党のことを指したのだと思うのですけれども、口先がうまくてやるのが違うというふうなお話でありますけれども、そういう中で沿った形で、100%やれなくてもそういうことでやっていかなければということで私はいつでもやっているつもりです。今のお話だと、私がまるでもう口だけでやっていないような、そういうふうに聞こえましたけれども、100人いればだれでも何人かはそういうこと言う人だって当然いますし、そういう中で4年に1回ずつ選挙があるわけですから、ですけれどもそれは皆様に理解いただく、一生懸命やっているのだということをお皆さんにわかりやすくやるためには、やはり理念も大切ですし、政策も実行も大事だということは、私はこれでもかなり一生懸命やっているつもりです。そういう評価も結構いただいているところもあるわけなのですけれども、環境の、今問題のお話なのですよね。そういう中で至らなかつたというのは今の話見てわかります。ですから、それをもっと向上、やるにはどうしたらいいかということで、これからも検討してそういうことがないよというのを職員と、特に課長にお話ししながら進めていくということで、今お話ししたようにやっていきますということは、それは実行するというのですから、そういうことがあったのは

本当に申しわけないと思っております。これからやらないのではなくて、やりましょうということでこれからやっていこうということなのですから、初めからもうそういう話で持ってこれると……

[「事実は認めてもらわないと困ります」と言う人あり]

○町長（大谷直之君） 事実は、そういうお話があったというのは、私自身が把握していなかったからということでお話ししているのです、それでこれからやっていこうということですから。確かに環境の、畜産だの、牛も含めてなのですけども、そういう中であったというのは、私も議員のときからそういうことは感じていたわけでありますから、なお一層の努力をしてそういう批判になるようなことはしないようにということをやっていきますから、それを答弁とさせていただきます。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 今いろいろ検証しましたら、公人、議員がやっている、これは事実として出てきたわけであります。公人が反社会的なことを行っている、これは実情、現況についてぜひ執行部はこれを取りまとめてどういうものであったのか、できれば全員協議会に報告していただきたい。議会のほうでその辺また私もいろいろ討議していきたいと、こうに思いますので、そういうことはできるのかどうか、町長に伺いたい。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） どういうことがあったかということ、今までのことで取りまとめをして報告するということですね。

[「議員がやっていることだから議員だけで結構です」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 議員がやっているという。

[「議長、発言の許可をしてください」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 今町長があれしていますから。

○町長（大谷直之君） それは、協議して文章に書いて、それで黒澤議員のところへお届けすればいいということですか、議会に出すわけですか。

[「議会に」と言う人あり]

○町長（大谷直之君） では、そのように調査して、そのように文書をつくるように指示します。それでよろしいですか。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 大変失礼な質疑あったかと思っておりますけれども、町がよくなることは私の望みであります。苦情が少なくなり、この町に住みたいというまちづくりができれば私も素晴らしいことだ、全面的に協力したいと思っております。失礼な質問ありましたことをおわび申し上げまして、終わります。

○議長（富岡芳男君） 大谷町長は自席へお戻りください。

以上で、9番、黒澤兵司君の一般質問を終わります。

続いて、2番、高橋純一君の登壇を許可いたします。

2番、高橋純一君。

通告に従い、また大谷町長に答弁席へお願いします。

[2番（高橋純一君）登壇]

○2番（高橋純一君） 町長には質問が集中していると思うのですけれども、それだけビッグになったということです。ひとつご了解いただきまして、再三にわたりまして私のほうからも町長に幾つかのテーマを、町長の政治姿勢を問うということで質問させていただきます。

まず最初に、トップリーダーの理念ということで、そして町民団体の行政の監視、または町長が考える町民の総意ということで質疑を行いたいと思います。

平成19年の2月の25日の政治浄化推進の会というチラシですか、がございます。これを契機にたしか町長のほうは最後のチラシかなと私の記憶ではあるのです。その中で抜粋したのを幾つか読み上げます。見出しの下に「約束を守ります」とそこそこの大きい文字で書いてありましたね。表に「トップリーダーの理念と責任を課します」と、2番目に「町民総意を背景に行政のリーダーシップをとります」、3番目に「行政と皆さんを協働の信頼で結びます」とあります。そして、最後に「町民団体に行政の監視とチェックを諮問します」とあります。裏側に「財政危機となり、町民に対して水道料の値上げ、各種使用料の値上げ、都市計画税の新設、手当の廃止を実施します」と、2番目に「元気な町とは、社会サービスに行政が力を入れているところ」と、3番目に「元気を出す気にさせる取り組みの努力が必要です」、そして最後に「まちづくりは選挙から出発します」とあります。「日ごろ自分たちで考えている政策の輪を広げ、賛同してくれる方が、考えを持っている方が町民総意となります」と、こう最後に記されております。

また、町のホームページでは、「私の描く政治理念」の中でも4つ掲げておりますね。4つの中で全部に「町民の皆様」という言葉がございます。そこで、町長が描くトップリーダーの理念とは、そして町民団体の行政の監視とチェックとは、最後に町民総意とは何でしょうか。3点をお伺いします。お願いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） まず、トップリーダーの理念についてお話しいたします。

そのチラシというのは後援会のほうのチラシだったと思います。後援会のほうのチラシですよ。その見出しのあれは後援会というのですか、浄化する会の見出しですね。

トップリーダーの理念とは、今、前からお話ししているのですが、またかと思われるかもしれませんが、政治が貧しくて国が栄えた試しは世界の歴史を振り返ってみても例がありません。政治が正しく機能することが国家万民の幸せにつながります。ですから、人が豊かで幸せに暮らせる一番大切なことは

政治だと思っております。現在の日本の政治を見てもご理解いただけると思います。私は、また新しい親の教で、「渴しても盗泉の水は飲まず」、「李下に冠を正さず」、貧乏は恥ずかしいことではない、うそをつく生き方が恥ずかしいことだ、職業に貴賤はない、こういうことを親にしつけられております。そして、トップリーダーの本当のこの今のお話ですが、まず清潔で透明な政治を実行すること、町民の皆様の声を聞くこと、協働のまちづくりを重視した行政運営を展開すること、そして地域住民の幸せを一番大切に思うこと、これがやっぱりトップリーダーというのですか、町長としての真剣に考えていかなければならないことだと思えます。

政策については省かせていただきますが、政策も安定財源が確保できなかつたらば住民のいろんな手だてができないわけですよ。ですから、町長に出るときの公約は、安定財源をもとに政策をやっていくためには工場誘致を図るのだとか、そういうことを明確に打ち出し、利根川新橋も政策にしておりましたけれども、こういう中で頑張ってきているところであります。少しずつでありますけれども、商業地域のほうはもうこれからどんどん進めています、工場誘致のほうはまだまだ都市計画の問題で20ヘクタールはもうだめで、10ヘクタールしかさせないということも県で決まりましたので、そういう中でやっているわけですけども、そういう、先ほど言葉だけでは、言葉で言っても実践が伴わなかつたらば何なりませんので、これは私が公約にしているできないことがまだ幾つかありますけれども、これを堂々とやっていかなければということで、それは全然揺るいでおりません。

政治浄化推進委員会の中で何かいろんな政策が出ておりましたけれども、それは私を応援する人たちが書いたものなのでありますけれども、私にもそぐわないなということも一つはありますけれども、これは後で、後で話さなくてはならないのかなと思えますけれども、ちょっと言いづらいところがあるので、それは控えさせていただきます。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 先ほど理念のほうの答弁は来たと思うのですけれども、2つ目の行政の監視とチェックという部分です。それとあと、町民の総意とはという部分の答弁を再度お願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 失礼しました。

町民の側から行政をチェックすることはよいことだと思っております。もちろん公的なチェック制度として議会があるわけですから、あらゆる角度、方面から行政を見ていただき、至らないところをご指導いただければありがたいというふうに考えております。

町長が考える町民総意とは、町民の総意がどうであるかということを検証することは難しいと思えますが、その大きな目的として町長選挙があると思えます。4年間のまちづくりを町長に任せるわけでありますから、これは明確な町民の総意であります。また、アンケート調査なども町全体で実施すれば、町民が望んでいる一定の結論が出るのかなとも考えております。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 先ほどの答弁、トップリーダーは政治、町民の幸せ、安定財源と、こう3つがポイントで答弁いただいたのですけれども、そのほかに町民総意とは選挙という言葉も出ました。その中で論を深めていきたいと思うのですけれども、トップリーダーとは、町民の意見を吸い上げ、まず聞くことから始まると私は思っているのです。1万2,000人の代表ですから、常に謙虚な気持ちを持ちまして人と人のきずなを大切にして、信頼を強く持って、先ほども信用、信頼出ていましたけれども、職員に指示をし、行政運営を執行し、それには計画、発表、実行、反省の繰り返しの中で行政運営を行うべきと私は考えております。そして、人と人の信用、信頼のもと、政治主導と時代の先を見る発想の転換を図るのがトップリーダーと私は考えております。

2つ目の町民団体の行政の監視ということですが、町長の諮問機関である住民ネットワーク、これを恐らく諮問機関に置いて町民の監視をしようとは私は思ったのかなと思っています。ちなみに、私の女房のところにも入会の案内来まして、女房には政治には関係ないのだと、町をよくするところだから入りなさいと。うちの女房もちなみに入っております。あけてみたところ、先日町民ネットワークですか、活動中止のお知らせというのを読まさせていただきました。一文をちょっと読みます。活動中止のお知らせ、選挙公約に端を発し、町民の声を町政に反映するという崇高な理念のもとに云々、また役員の方々の多くは後援会のメンバーであったと、こう記されております。2年前の町の広報紙に募集を記載して、自分の理念を表に後援会を増やそうとしたのでしょうか。先ほどおっしゃった理念と行動がクロスオーバーしてしまったのでしょうか。

3つ目の町民総意とは、町長がおっしゃるように、選挙とありましたけれども、記事にも載っていましたが、まちづくりは選挙から出発しますと確かに書いてあります。これは、崇高な理念のもと、今でも信念は変わっていないのかなと思います。私は違うと思うのです。自分の信念、理念を強く持つことは大事だと思うのですが、しかし自分の信念、理念と違う方は賛同してくれませんよね。その中で民主主義国家の中で意見の違う方もおるわけですから。以前お話ししたと思うのですけれども、一億総評論家時代であります、今、いろいろな方がいろいろな意見を持っております。例えば、2年前の副町長の否決、昨年の12月副町長は要りません発言、3カ月後の副町長の予算の計上等々いろいろあると思います。揺るぎない信念のもと政治手腕を発揮したらどうですか。最近町長のあいさつは、先ほども出ておりましたけれども、町長のあいさつの中で、ここ3カ月ぐらいのあいさつですね、来年度の知事選云々の話、また子ども手当不要論等の話を私も目の前に聞かされたわけでありまして。これは大勢の方がいるところのあいさつであります。私たち12名がどこかであいさつすると、トップリーダーである町長があいさつをするのは全く違うと思います。1万2,000人の代表であります。そう考えますと、トップリーダーである町長がお話をするのは全く違うと思います。あの場であのようなあいさつをされますと、千代田町民が皆賛同しているのかと、こう見識を疑われてしまいます。引いて考えますと、対外的にも、対内的にも町民総意と勘違いをされてしまいます。

再度伺います。3年前の理念と信念は揺るぐことがないのでしょうか。変わったとすればどのように変わったのでしょうか。見解をお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） まず、協働のまちづくり住民ネットワークについてお話しいたします。

これは、私が公約にしていた協働のまちづくり、それから離れた考えのトップの人が、そういう私たちが町をよくしようという理念のもとに、後援会の幹部、人数はよくわからないのですけれども、私が様子プラザへ見に行ったときは大体100人ぐらいいるというような話を聞きました。そして、後援会以外の人が10人ぐらいいましたね。それで、皆さんの声を吸い上げて、私たちが町をよくしようというのが後援会の幹部の人たち、大勢の人たちがそういう動きを始めて、それが騒ぎになってきたのですよね。私は、このやり方は違うのではないのかということで、協働のまちづくりというのは、公民館を使って区長さん、評議員さん、あるいは独居老人なんかで困っている、手だてをどうするかという民生委員さん、そういう中の下積み、下に入って応援をする、そういうやり方をやっていただきたいということで、私はそういうお話の中で進めてきたわけでありまして。ですが、後援会のトップの人たちがそういう動きを始めて、まず区長さんは私たちの仕事では何をやらたいのかという問題が起きました。それから、議員の皆様の一部でも、議員の皆さんというのは立候補して皆様から選ばれて大変な努力のもとに議員になっていらっしゃる方たちです。そういう人たちがいるのにもかかわらず自分たちでよくするのだという動きをやると、これは町がもめるからということで私が痛烈にその動きを抑えました。説明したらば皆さんが納得してくれて、最終的には解散になったのだと思います。

これは、私は本当に私にとってはやりづらいというのですか、3つの提案がありました。1つは、どうして消防署をあっちのほうへつくったのだ、新福寺だの福島のほうなんか遠くなって困るとかという話と、それから町の庁舎に入っていく道が狭過ぎると、あそこを広くしてもらいたいと、その3つがありました。それで、そういうことを言われても、町というのは事業計画に基づいてやっていくのだと、そういうことを、ましてうちのほうの後援会の皆様を中心となってそういうことをやっても困るということで、私はこれに対して反論しました。どのくらい道を広げるとお金がかかるかというのは、家屋敷を移動させるわけですから、大変なお金がかかるのですよね。それからもう一つは、中学校の庭が草だらけなので、芝をあそこみんな植えてもらいたいということがありました。これは、予算の関係でいろんな方、区長さんとか、議員の皆様とか、役場と一緒に相談しながら進めることですから、そんな簡単にできることではないし、消防署があっちへ行ったのは、私はプラザのほうへつくれば近くていいなと思っていたのですけれども、あそこは土地がいじくれないところなので、ではどこがいいということで、俵団地という舞木にあるのですけれども、あそこに農協の倉庫があるので、あそこが広くあいているから、あそこは町の土地だからあそこにしたらどうですかという

ことで話し合いをしたら、県道に通す太い道路が要るので、またこれがうちをどかすので大変お金がかかるということで、それで、ではどうしようかということで、今あるところが3軒あるので、あそこに交渉に行けば何とかなるだろうということで、それで消防署はあそこへ決まったわけなのですけれども、大変ご理解いただいて安い金額でやっていただいてありがたかったですけれども、その苦情が出たので、あそこがちょうど千代田町で真ん中に近い、やや東寄りだけれども、真ん中に近いところだそうです。それで、太田では新田町に近くというのですか、あっちのほうへも建てたのですよね。迅速に今は消防車というのは出動できますから全然問題ないのだということで、そういうお話もして理解いただいたですけれども、こういうことを私の後援会が主力になってやるということはいいいことではないということで、皆言うことを聞いて解散になったわけでありませう。

それから、言っていることと前の、ちょっとメモしなかったのですけれども、立候補するときの中で私が、そういう言い方は逃げているみたいに聞こえるかもしれませんが、浄化推進委員会という人たちがその政策とかということで強い人というのですか、いろいろ意見出す人が2人いまして、これだけはもう認めてもらいたいとかという中で、私はこれはやりづらいなと思っていたのですけれども、そういうことが載ったわけなのですけれども、あれはあくまでも浄化推進委員会の中で書いたことなのですけれども、でもいいことというのは当然やることで、住民の声を聞くということが、町民の声を聞くことがうたってありますけれども、私は今年も秋ごろから地区別懇談会を設けまして、地区ごとにいろいろなお話を聞きながら、町のこれからのやっていくことだのもういろいろお話しして協議するということを約束しております。そういう中で住民の声も聞きますし、それからいろいろなところであいているときは地域の人たちとコミュニケーションを図るというのですか、意見交換というのですか、そういうことはまめにあいているときはやるようにしております。

それから、今の民主党に対しての発言が、これは私がそういうことをやるということはいけないことだったのかなと今思うのですけれども、私は今のこの日本の政治に対して大変危機感を持っております。ですから、その話を少しでも皆さんに聞いていただきたいというのがありまして、町だけではなく、具体的な話に、中曽根さんの応援に3回ぐらいあいさつしております。これは、国がどうなるかというふうに、私はそういう危機感でやっているというのは、国の防衛ということですか、国を守るという、こういう今の民主党にそういうあれが一つも見えないというのが非常にいらいらしております。日本の国がこれからどうあるべきかということが、あとは子ども手当に財政がないときに、苦しいときにその手だてだけで、2万6,000円ですと5兆3,000億円もお金を使うということは、こんなことどうして考えたのかというふうに憤りを持っております。そういう中で、特にその2つのことに関しましてはよく話をします。これがいけないことで、総意ではなくやるかということ、それは皆さんに今の、少なくとも民主党は改めてもらいたいことも当然あるわけですから、そういうことを……

〔「時間がない」と言う人あり〕

○町長（大谷直之君） 頭に置いて、これがちょっと皆さんの声を聞いてうまくないというのだった

らば、違うところでやりたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 先ほどおっしゃったように、私たちが子ども手当云々の話をするのと、町長が話をするのは全く違うのです。私たち12名が町民の前でお話をするのと、町長が町の代表ですから、話をするのですと、それが町民の総意と間違えられてしまうのです。選挙で選ばれたからといって、言葉はやっぱりある程度は重みがあるわけですから、私たちの12分の1と違うわけですから、そのところは気をつけてやったほうがいいのかなと私は思います。

次の質問に入らせていただきます。次の質問は町長の政治姿勢を問うということです。職員の人の材料でなくて、人材でなくて、人の財産ということちょっと伺いたいと思います。国では人事院というのがございます。給料、人事、その他の管理をするところであります。いわゆる人のことなので、人事と書きますから。しかし、全国の市町村長は人事権を執行することができると思います。今年度も人事が発令して2カ月半たったわけです。その中で第五次行政改革大綱の中で、人材育成並びに管理の改革、人事等に関する職員意識アンケートの実施、また相談窓口の設置とありますが、本人の希望を考慮した中でどのくらいのパーセントを達成できたのか、またどのような相談窓口をこれから設置しようとしているのか。行政のトップとして、120名からいる職員は町長が言う以前と、たしか2年前に私が長になったら皆さん笑顔ですという言葉をおっしゃいました。今でも皆さん笑顔ですか。この3点を町長に伺いたいと思います。端的にお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 人材についての結果の対応ですが、職員への異動希望アンケート調査は、昨年8月に課長、専門職（保健師、保育士、教諭等）、育児休暇職員、休職職員、新人職員を除く一般職員64人を対象に実施しました。本年4月の人事異動の結果といたしましては、約30%の職員が希望した職場で仕事をしております。

職員の相談窓口の設置ですが、これは第五次町行政改革大綱の中で、職員向けの相談窓口の設置を提案しているものであります。最近の仕事も複雑多岐にわたり、情報化も一段と進んでおります。よって、ストレスを抱える職員も多いと思います。また、住民や業者からのクレームや苦情も増えておりますので、早い時期に相談窓口を設置したいと考えております。方向性としましては、総務課の中に窓口を置いて対応していくことになろうかと思いますが、設置方法や対応方法等いろいろありますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

職員は笑顔かということでもありますけれども、以前私が役場の窓口の雰囲気よくなったということとを申し上げたこととありますが、私としましては、そういう声を聞きましたので申し上げたわけでありまして。私が町長に就任させていただいたときに、町民の人たちが何となく暗たいというような雰囲気の話があったので、私は商人ですからあれですけども、同じようにやれと言っても無理で

しょうが、来た町民の皆様笑顔で接するように、年を召した方がちょっと足が悪いようだったらそばへついてやるような、時間があつたらばそういうこともやるように、そして丁寧に答えてあげてくださいという、そのような話をしました。そういうことが笑顔に少しずつなってきたかなと思います。今大変私が思うには、結構はきはきしながらいい雰囲気で行っているなというふうに思います。あいさつもみんなやっているようですし、もっともっとよくなるのかなというふうに思っております。

日常業務にはいろいろなことがあります。いつも笑顔でいられない場合もあるでしょう。でも、職員は公務員として町民のために働くのが仕事であります。つらくとも、大変であっても職員にはいつも笑顔で町民の皆さんに接していただきたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 達成率が30%ということで、あとストレスですね、先ほど答弁していたストレス、相談窓口を総務課に置くというのが3つの答弁だったかなと思います。一昨日職員の方も病院に行かれた方もおるといふ話も聞いております。ぜひ、ストレス等もたまると思っておりますので、職員の方、人財というのは、本当に私、財政が厳しくても、財政がいっぱい豊かであってもやっぱり人の財産というのは一番基本だと思いますので、ぜひ職員の方にそのところは、余り配慮することはないのですけれども、それなりのやっぱり人財という部分で職員の方にはそこそこ配慮したほうがいいかなと思います。アンケートを参考にした結果、これからもしっかりしたいろんな部分の人財育成に努めていただきたいと思っております。私も親には、銭はなくても人は大事にしろという部分で育てておりますので、うちも貧乏暮らしですけれども、銭はなくても人に恵まれたという部分では今があるのかなと私も思っております。

次の質問に入らせていただきます。各行政区からの陳情の件ということで質問させていただきます。答弁の中で財政が厳しいのでご理解を賜りますという言葉よく聞く言葉なのですが、各財政出動の中で、各行政区から上がってくる案件があると思いますが、優先順位はどのようなプロセスで行っているのか、また各行政区から陳情がどれくらい現時点上がっているのか、どのくらいの案件が執行されていないのか、答弁をお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 行政区からの工事等にかかわる要望ではありますが、以前は予算編成に合わせて各行政区から工事要望の申請をとっておりました。しかしながら、三位一体の改革により町の財政が非常に厳しくなったことから、平成17年ごろから工事要望はとっておりません。経費が比較的安く済む簡易な工事は、区長さんからの要望により随時実施しておりますが、多額な経費がかかるものは、その必要性、緊急性などを検討し、財源対応ができるものは実施しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

執行率につきましては、土木、農政部門で平成20年度に要望があり、平成21年度で実施しました工

事は、建設水道課で22件中7件、経済課で8件中1件であります。しかしながら、小規模工事につきましては、平成21年度、建設水道課で67件、約1,000万の仕事をしております。また、同じく経済課では、大小含め37件、約3,300万の仕事をしております。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 今さっきの答弁、随時各行政区から上がっているのを承っていると、その金額にもよるのしょうけれども、いろんな部分、ここ10年来まだ行われていない、2年、3年のうちに行われていないという部分もあります。その辺をよく精査して行っていきたいと思います。政治というのはやはり結果を出さなければならないと思いますので、残っている案件もよく精査をして、早目の執行をしていただきたいと思います。

いろんな部分、中国のことわざで、以前言ったような気もするのですけれども、井戸水を飲むときは井戸水を掘った人の気持ちを酌めという言葉があります。私の結婚式の際に上司の方が、「菊づくり菊見るときは陰の人」と、全く私は同じ意味なのかなと思うのです。そういう部分では、毎日の心の中に私もその今言った言葉を置きながら毎日過ごしております。町長もいろんな方にお訴えになり、いろんな方にお世話になって、おかげさまで今があるのだと私は思っております。私ももちろんそうなのですが、その中で、4年の任期を全うしていただくという部分で今2年ちょっとたったわけです。今から2年後の2期目を考えて、町長がまだ1年10カ月ぐらいあるわけです。これを考えて軸足を2年後に置いて行政運営を行うと、非常に行政運営のほうが薄くなってしまふのかなと思っております。というのは、先ほどおっしゃった選挙という言葉がありましたけれども、選挙でいろいろお訴えになって、それを今から訴えてしまうと、トップですから、行政運営が薄くなってしまふ。必ず右足の軸足を行政のほうに置いていただきたいと思いますと私は思っているのです。

その中で、4年前にたしか町長が公約で訴えたことがあります。それを自分で点数をつけるとすれば、これはちょっと失礼な聞き方もわからないですけれども、昔メダリストで自分で自分を褒めてやりたいなんていうメダリストがおりましたけれども、あの方はあれで終わってしまいましたけれども、町長には失礼な聞き方もわからないですけれども、3年目に入って自分の公約実行を点数をつけるとすれば何点でしょうか、答弁をお願いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

今行政運営についてお話がありましたが、行政運営こそ一番正しいのではないかというような感じ受けとめましたけれども、全くそのとおりかもしれません。そういうふうなことも身にしみて一生懸命やらねばと今思っております。私も4年任期が3年目に入ったところでありましてけれども、点数を自分でつけるというのは非常にもう恥ずかしいことで、難しいわけでありまして。おかげさまをもちましてジョイフル本田の誘致に成功いたしました。これは工業団地に匹敵するか、あるいはそれ以上の

効果があるものと考えております。また、協働のまちづくりは現在7団体が承認され、活動しております。ふれあい・いきいきサロンも10地区12団体が活動しております。こういうことから、自分の点数申しますと、合格点がいただけるかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） わかりました。合格点ですね。先ほどおっしゃったように、メダリストがいたのですね。町長、100点満点ということでは、今合格点という言葉がございましたけれども、それに甘んじることなく、いろんな町民もおります、いろんな方々もおります、甘んじることなく残された2年弱を全うしていただきたい。選挙のことより行政運営が先ですから、ひとつよろしく願いたいします。

それと、一議員のときに町長も訴えたことがずっと今まで来て、私もそうなのですけれども、町民、職員、議員さんも含めてですけれども、きょうの質問も含めてなのですけれども、いろんな町長にそういう質問、私もそうなのですけれども、苦言を呈する方もおるわけです。それを苦言だと思ったときにはいけないと私は思うのです。それを苦言を聞く耳を、先ほど一番最初にも言ったのだけれども、まず聞く耳を持って、「おれが、おれが」の「が」を捨てて、「おかげ、おかげ」の「げ」の気持ちということですね、これから行政運営をやっていかななくてはならないのかなと。そうすれば、点数はこれから500点にもなるし、1,000点にもなるのかなと、場合によっては零点にもなる可能性もあります。

最後になりますが、公約を踏まえると、2年ちょっと前のときに、公約で合併をうたったわけです。私も3回、4回合併のお話をさせてもらったと思うのです。そうしますと、答弁が町民の意見を聞いてと、必ずこれになるのです。町民の意見ではなくて、きょうは町長の政治理念ということで、揺るぎない政治理念ということです。町のホームページに政治理念の中で合併について、いずれも不調に終わり大変残念に思っておりますと、こういうホームページに載っています。日本の国の現状をいろんな角度で分析して将来を考慮すると、合併をどういうふうに思っているのか、また1年10カ月公約実現に向けて全うする中、町長が公約で掲げたことですから、次の任期が来るわけですけれども、任期のときにはまた千代田町の町長と考えていたのか、それとも市長と考えていたのか、公約を合併でうたっているわけですから、また一町民に戻ることを考えたのか、再度合併について、そういう観点から、理念と現状がクロスオーバーしていないようなところを最後に答弁ちょっとしていただきたいと思えます。どうぞ。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 合併は、私は西邑楽3町の合併は案外やりやすいのではないのかなというふうに前から思っておりました。今もそう思っております。しかしながら、大泉町が前お話ししたとおり、齊藤町長のほうから自主自立で公約にして戦ったので、この話はしばらくの間しないでください

というのが一番初めに言われました。金子町長もそれを聞いて当然3人でお話したわけですから、とりあえずは、だからもう少し様子を見ようということで私自身は思っておりました。私は、合併したならば当然身を引くつもりでおります。ですから、2期目の途中、2期目を自分は町長選に立候補したいなという意識は持っております。1期目にそういう事態が来た場合、もし合併がうまくいくとすれば、私は当然町長はおりるといふふうに考えております。そういう中で、これから協力をお願いしながら、どういう方向に持っていくかということで、合併問題がまた浮上すれば頑張っていければなと思っております。前は合併の理念とかいろいろお話ししましたから。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。ちょっと高橋議員さんに申し上げますけれども、時間が迫っております。手短にお願いします。

○2番（高橋純一君） わかりました。

先ほど私が聞いたのは、最後の、今からもう合併をしない論でなくて、公約でうたってあるわけですから、1年10カ月あるわけですから、公約があって、理念があって、1年10カ月あるわけですから、町民はそれで、町長も今があるわけですから、ぜひ1年10カ月の間に何かの形、斉藤町長云々でなくて、自分の信念をひとつ強く持っていただきまして、クロスオーバーしないようにやっていただければと思います。

それと、最後におっしゃった選挙という部分がありました。これは、選挙が町民の総意だという部分もありましたけれども、その辺もひとつよくこれからも勉強していただければと思います。

聞き苦しい点があったと思いますが、苦言だと思わず、行政運営のヒントにいただければと思います。本日はありがとうございました。

以上です。

○議長（富岡芳男君） では、町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） いろいろなお意見、提案をいただきました。私も真摯に受けとめて頑張っていきたいと思っております。きょうはどうもありがとうございます。

○議長（富岡芳男君） 大谷町長は自席へお戻りください。

以上で、2番、高橋純一君の一般質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。よろしく申し上げます。

休 憩 （午前10時45分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（富岡芳男君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、5番、福田正司君の登壇を許可いたします。

通告に従い、松沢教育長は答弁席へお移りください。

5番、福田正司君。

[5番（福田正司君）登壇]

○5番（福田正司君） それでは、5番、福田でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

長年にわたりまして教育現場でご尽力をいただいております松沢教育長に対しまして、私から教育について質問をさせていただくというのはとてもおこがましい限りではありますけれども、一生懸命やらせていただきます。一生懸命の余り声が大きくなるかもしれませんが、決して機嫌が悪いわけではなくて、地声大きいということでご容赦いただきたいと思います。教育長におかれましては端的かつ明瞭な答弁をいただけますようまずもってお願いを申し上げます。

私からは、将来を担う子供たちの健やかに成長を願いまして、きょうは3つのはぐくみということについて質問させていただきます。3つのはぐくみ、いわゆる食べる、学ぶ、運動するということでありまして、食育、知育、徳育、体育ということになります。まず1点目は、食育運動の推進ということについてであります。子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには何よりも食が重要であります。食は生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるものであるということで、国では2005年に食育基本法が施行され、翌年には具体的な達成目標を定めた食育基本計画が策定され、本年が5年計画のその最終年度となっております。食育基本法の前文では、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性をはぐくむ基礎となろうたっております。

そこで、食育基本計画で示された食育に関心を持っている国民の割合を平成22年度までに90%以上とするという目標があります。今年度がその最終年度となりますが、千代田町の教育現場での啓蒙、啓発は順調に進んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

食というものは確かに脳の研究をしている先生に言わせると、健全な食育というものが子供の脳を育成する、脳の働きを高めると言われるぐらい食は大事に考えなければならないと思います。現在食育というキーワードが挙げられる際によく取り上げられる問題に「コショク」という言葉があるそうです。この「コショク」というのは3つの漢字が当てはめられるそうです。1つは、家族と一緒にあってもそれぞれ別のものを食べる、もしくはそれぞれの部屋で食べることを指す「個食」、個人の食ですね。2つ目が、一人で食事をする、特に子供のみで食事することを指す「孤食」、孤独な食事のことだそうです。また、同じものばかりを食べ続けることを指す「固食」、「固体」の「固」に「食べる」と書くのだそうです。これらはいつでも、どこでも、好きなときに好きなものが食べられる食生活習慣から生まれた言葉だだと思います。食卓を囲んでの家族団らんの食事、母親の調理した食事、

栄養のバランスを考えた食事、食の安全性、家庭や学校で食育について真剣に考えるべきときに来ているのではないかなと思います。

群馬県では、毎年6月を食育月間として「家族でいただきますの日」（毎月19日を食育の日）としています。県の重点事項及び学校で具体的に組み組みなさいという県の方針として、食を通じたコミュニケーション、バランスのとれた食事、望ましい生活のリズム、食を大切にする気持ち、食の安全の5項目を県は取り上げております。このことに関しまして過日群馬県教育長名で平成22年度食育月間における食育の推進についてという依頼文が市町村教育長あてに配布をされました。更に、望ましい生活リズムに関する保護者用資料を配布するよう依頼されています。これらを各学校に配布をし、有効に活用するよう学校長とも協議をしていきたいと思ひます。

学校における食育の推進に関する指導につきましては、家庭科、技術・家庭科、給食の時間における食の指導を中核として、体育科、保健体育科や特別活動において、それぞれの特質に応じて小中学校の9カ年間における教育活動全体を通して子供たちが計画的に学ぶことができるよう、どの学校も食育の推進に取り組んでいます。幾つか申し上げますと、東小学校では、総合的な学習の時間を活用し、食にかかわるテーマで3年生から6年生までの4年間を系統的に学習しています。地域の方々の協力のもと、イモづくりや米づくりに取り組み、最後にはお世話になった方々と一緒に収穫の喜びを分かち合う取り組みです。西幼稚園では、楽しく、おいしく食べられる幼児の育成をテーマに、食に対して楽しいという思いが感じられ、楽しく、おいしく食べられる幼児を育てるため、園全体で食育について研修に取り組んでいます。今後とも食に関する指導の充実に取り組んでまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（富岡芳男君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） 食育月間の話も後でお伺ひしようと思ひたのですが、今お話を伺ひまして、いろんな取り組みをされているということで感心もさせられました。また、学校でも、幼稚園も含めてまた食育に関していろんな取り組みもされているということで敬意を表したいというふうに思ひております。特に子供の健全な育成に学校が重要な役割を果たしている、こういったことは今さら私が言うに及びませんが、食育基本法の第5条というのがあるのですが、ここでは子供の教育、保育等を行う者にとっては、教育における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子供の食育の推進に関する活動に取り組まなければならない、こういったこともうたわれております。それを実践されているということで敬意を表したいというふうに思ひているところであります。

この時期の食に関しては、学校栄養教諭の存在というのが非常に重要な役割を占めるというふうに思ひております。文部科学省におきましては、学校栄養教諭制度や教職員への啓発、学校における指導体制の整備について取り組むことということも指導されておると思ひます。現状の学校栄養教諭の配置状況というのはどのようになっているのか、お伺ひをいたします。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 栄養教諭につきましては、東部教育事務所管内では市を中心にして現在5名配置されているというのは一応確認をいたしました。栄養教諭になりますと、単独で食についての授業ができます。こういうことで、県、国ともに栄養教諭を各学校というか、各地域に配置できるよう計画的に進めているという話は聞いております。本町では、学校給食共同調理場に1名の栄養士、西小学校の職員になりますけれども、この方は管理栄養士の資格を持っています。多分、まだ確認をしていませんけれども、聞くところによりますと、本人も栄養教諭を将来的には目指しているという話も聞いております。栄養教諭と栄養士、これの違いというのは、栄養士は単独では授業ができません。必ず担任と一緒に食についての指導をするということになります。そういったことで、栄養士を活用しまして、西小学校、東小学校、また中学校等給食の時間、あるいは家庭科の時間、こういった時間等、時間の許す限り栄養士も授業に参加をしながら、食についての関心を児童生徒、また先生方にも高めていければと考えております。

○議長（富岡芳男君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） 学校栄養教諭というのが配置をされていない、千代田の場合ですけれども、栄養職員ということで対応されているということですが、今教育長のほうからも職員と教諭の違いというお話もあったのですが、私の伺ったところによると、栄養職員というのは学校給食の栄養管理と衛生管理というのが本務だということであります。栄養教諭は、それらに加えて、食に関する指導計画の策定とか、教科等における指導が行えるということでありまして、ぜひとも将来的には栄養教諭の配置をお願いをしたいというふうに思っています。また、制度として現職の栄養職員が必要な講習会に参加することによりまして栄養教諭への移行ができるというお話も伺っております。こういったことも今後検討をいただければというふうに思います。

2点目になりますけれども、食の2点目ということで、朝食をとらない生徒の現状についてお伺いをしたいと思います。子供には早寝、早起き、朝御飯と、これが習慣づくりが望ましいのですが、昨今全国的には朝食をとらない子供たちが増えていると伺っております。栄養のバランスのとれた食事を一日の始まりである朝にとることはとても大切なことでもあります。朝食抜きは生活は貧血やかっけの原因となるばかりではなく、空腹のため脳に栄養が回らず、いらいらして問題行動をとると、こういった場合もあるそうです。朝食をとらないということには、夜更かし、朝寝坊、家庭の事情等さまざまな原因はあると思いますが、今千代田中学、千代田小学校における現状と改善に向けた取り組みはどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 朝食に関することですがけれども、毎年学校評価というものをやっているわけですがけれども、その学校評価の中で1つ、朝飯を食べて登校していますかという質問項目を子供、

保護者に向けたわけですが、とりあえず子供からの、毎朝十分な朝食をとっていますかというアンケート結果では、東小学校97.5%、西小学校98%、中学校86.6%、小学校ではかなり達成、中学校で若干朝食をとらない生徒が多いという実態が出たわけなのですから、つい二、三日、東部教育事務所の指導訪問ということで千代田中の授業を見に行きましたら、ちょうど体育の時間、保健体育の時間に食についての授業を実施して、その中に今朝何を食べてきたかというアンケート項目があるので、何気なしにこう何人かですけれども、食べてきているのかなと見たら、結構二、三品のところに丸が、これを食べるとこういう栄養になりますよという、そういうのが10項目ぐらいだったですか、ちょっと確かではないのですけれども、その中に大体3つから4つぐらい丸がついているので、ああ、子供たちも幾らか意識はしてきているのかなということを考えております。

確かに朝食をとらないで来ると、学校で勉強に集中できない、それと大体3時間目か4時間目ぐらいに気分が悪い、気持ちが悪いと訴えてくる子が、保健室で保健の先生がよく話を聞いてみると、飯を食べてこなくて腹が減ったということでありますので、そういう点では今早寝、早起き、朝御飯というものが保護者に間にかかなり徹底はしてきているのかな、その細かいことについてはまた後ほど述べたいと思いますので。

○議長（富岡芳男君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） 今お話を伺いますと、小学校では90%の後半、もうほぼ100%近い状態、中学校が86ということで若干少ないのですが、私が群馬県内のある別な小中学校のデータというのをいただきまして、それを見ますと、小学校では朝食を毎日食べるといった生徒が91.8%でありました。その中で実は主食とおかずがそろっていない朝食をとっているかというふうな質問に対して答えた生徒が37.6%でありました。同様に中学校では、朝食をとるが80%、主食、おかずなしの朝食と答えたのが26%というデータでありました。この主食、おかずなしの朝食というのは、いろいろあると思うのですが、中には牛乳1杯ですとか、メーカー名言わないとなかなか難しいのですが、ちょっと商品名言ってしまいますが、ケロッグとかカロリーメイトとか、こういったもので食事を代用するという、こういった子供たちが非常に多くなっている。朝食を食べる子供は増えてきた、しかししっかりとした朝食をとらない子供も多くいるということで、この辺の対応を町教育委員会としてはどのようにこれからしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 今議員からありましたとおり、今東北大学の川島隆太教授によりますと、早寝、早起き、朝御飯運動はもう古いのだと、早寝、早起き、しっかり朝御飯、この運動を広めていかないと意味がない。議員から申されたとおり、要するに、パンを食べて、パンと紅茶で非常に近代的な食事のようだけれども、これでは栄養のバランスはとれていない。やはり調理をしたバランスのよい食事、少なくとも1品から3品ぐらいをしたバランスのよい食事、それとやっぱり親の手づくり

の食事、大事なことというのは、食事時の母親との会話が大切なのだ、このことが子供の脳を育てるのだ、特に幼児期ということで川島先生は話しております。こういったことを中心にしながら、この川島先生の話の参考にして、5月の教育長のつぶやきのほうで食育について意見等書かせていただきました、この脳の働きにいかに関係が大切かということ。

それと、前に服部先生が講演でも申されましたけれども、食卓を囲んでの家族団らんの食事、調理した食事、こうした食育の繰り返しが子供の気持ち、すなわち情緒の安定へつながっている。我慢する力、他者とのコミュニケーションを円滑に働く力などを育てていくというふうに言われています。幼稚園、小学校の子供たちだけでなく、これは保護者にやっぱりしっかり朝御飯、あるいはしっかり朝御飯だけではなくて、やはり夕食を家族団らんで囲む、こういった運動、こういったものはこれから学校、園とも協力をしながら推し進めていかなければならないと考えております。

○議長（富岡芳男君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） ただいまの朝食をしっかりとするという、こういった問題につきましては、とにかく子供たちだけでなく、保護者、家庭の指導が大切なのだろうというふうにも思うところでありますので、ぜひとも家庭を巻き込んで、特にお母さんを巻き込んでのそういった指導というのですか、アドバイスが必要かなというふうに思っています。

次に、食べるの最後になりますけれども、地場産の農産物を使った給食の推進についてお伺いをしたいと思います。毎年労働者で組織します連合群馬が行っています県民意識調査、これは1万人以上の方からアンケートをいただくのですが、これによりますと、学校給食で地産地消を進めることについては、給食費が上がらない範囲で導入すべきという方が64.7%いらっしゃいました。また、地元農産物のみ学校給食にしてほしいが33.8%、高い値を示しております。そこで、お伺いをいたしますが、現在学校給食におけます地場産農産物の使用割合と将来の推進施策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 学校給食における地場産野菜につきましては、千代田町は平成17年度より利用を始めております。ここ3年間の使用割合は、平成19年度15.2%、12品目、平成20年度15.9%、13品目、平成21年度18.6%、14品目と、若干ではありますが、使用量、品目とも増えています。主な品目としましては、平成21年度ではサツマイモ45.7%、ネギ42.2%、ハウレンソウ35.7%となっております。なお、県内産の利用につきましては、参考までに言いますと、33.6%となっております。今後産地野菜等の消費、そういったものに努めていきたいと考えております。

○議長（富岡芳男君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） 県内産で33.6%ということですが、食育基本計画の目標値の中では、都道府県単位で30%を22年度までに目標とするという、こういったことがありますから、県産という

ことであれば何とか目標も達成しているのかなというふうにも思います。学校給食は特に安全、安心というのが求められていると思います。そういった観点からも、地元の方が育ててくれた安全な農産物を学校給食の食材として使う、これが本当に必要なことだろうというふうにも思います。

神奈川県のとある小学校の例ですが、給食の残渣を活用して肥料をつくって、近所の農家で給食用の野菜の栽培にそれを使っていただく、そしてできた野菜を学校に納めていただくというシステムが確立されたそうであります。これによりまして、自分たちでつくった肥料でつくった野菜が、自分たちの肥料でつくった野菜の愛着と、またそういった地元農家とのつながりができたということで、食べ残しが一気に減ったと、こういったメリットも生まれているそうであります。こういう実例もあることですから、千代田町としましても地元の農業者と学校の連携を深めていく、こういったことが必要になるのだろうなというふうにも思うところであります。何かご検討いただけるような施策がありましたら、お伺いをしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 地元の方々と連携ということですが、何か最初は農協等に働きかけを行いました。本町のみを生産者を絞るという点で調整が農協とはつかなかったという経緯があるようです。地場産ということで、地元のやちよ会の方に協力をお願いして現在に至っております。年々希望する品目を生産してもらえようをお願いをし、また実際に給食センターで給食を試食してもらって、利用者と生産者で意見を出し合っております。今後とも一層創意工夫をし、地場産野菜の地産地消に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（富岡芳男君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） とにかく子供たちの成長のために食というのが非常に重要な部分でありますので、ぜひともその辺は今の見解の中でありましたような取り組みを実際していただきたいと思えます。

時間がなくなってきたので、次の質問に移らせていただきます。次は新学習指導要領の完全実施ということについてお伺いをしたいと思います。食べるから、今度は学ぶというところに入るわけですが、30年ぶりに主要教科を中心に授業時数と指導内容を増加し、ゆとり教育の見直しを図っていく新しい学習指導要領が導入されました。現在移行期間を経て完全実施に向けて取り組みをされていることと思いますが、その取り組みの状況をお伺いをしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 小学校におきましては来年度から、中学校におきましては24年度から完全実施ということですが、この完全実施に向けまして文部科学省のほうもこのことについては先行をして実施しなさいというものは来ております。具体的に挙げていきますと、脱ゆとり教育と言わ

れる新学習指導要領の中で、学習する学習内容が若干増えたり、学習内容の学年が下がったりというのは、例えば算数で言えば、二等辺三角形や円、球について、現在の指導要領では小学校4年生で学習をしますが、新学習指導要領では3年生となると、これを先取りで実行しないと不利益、やらないで終わるということで、今年度から算数につきましては、東西小学校とも新学習指導要領の時数で実施をしております。

それから、あと端的に理数系、算数、数学、理科の内容が増えているわけですが、これらにつきましても新学習指導要領に応じた時数というものを各学校で先行実施をしております。また、もう一つ新しい学習指導要領の中での目玉というか、特徴としては、英語学習というのが取り入れられているわけですが、現在東西小学校では総合的な学習の時間の一部を割いて英語学習を進めております。また、町のほうといたしまして、これはほかに余り例がないと思うのですが、大体英語の指導助手というのは中学にほとんど配置されるのですが、本町では、ちょっと済みません、年度はあれだったので、小学校を対象にした英語指導助手を東小と西小に週何回かに分けて配置しております。この点もほかから言われますと、小学校まで配置しているということで非常に感謝されております。また、教諭のほうにつきましても、それぞれ中学校で英語指導を経験した教諭、いわゆる英語の免許を持ったのを東西小学校に1名ずつ配置をしております。また、西小の学校長は英語の免許を持った教諭ですので、岡田校長を中心としながら英語教育についての計画等も進めております。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） とにかく完全実施の日に向けましてスムーズな移行ができますようにご努力をお願いをしたいと思います。特に今回の改訂で中学校の武道が必修となります。千代田町におきましても懸案でありました老朽化した武道館が改築されまして、充実した授業が現在行われていると思います。武道の授業ということでは、恐らく体育の担任教諭が指導されているのかなというふうに思いますが、学習指導要領の言う趣旨を補完しようとするならば、その武道の専門的指導者が必要となります。現状と今後の考え方についてお伺いをさせていただきます。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 中学校のほうで新学習指導要領の中で武道、特に相撲、剣道、柔道というのが必修化されて、具体的には1、2年生が必修、3年生では領域選択というような形で位置づけられているわけですが、現在千代田中学校におきましては、柔道と剣道を取り上げて体育の授業の中で実施しております。現在は体育の教師が中心となって指導に当たっています。指導に必要な専門的な知識、これを得るために県の主催あるいは群馬県教育センター等で主催する実技研修会等に参加をさせて質の向上というものに努めてまいりたいと考えております。なかなか民間の方、千代田等

でも剣道あるいは柔道でそれなりにすぐれた方がおられると思うのですけれども、学校の教員とそこら辺のコミュニケーション、そこら辺の問題がありますので、そのいわゆる民間人の授業導入等については今後十分検討していきたいと思えます。

○議長（富岡芳男君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） とにかく学習指導要領を見ますと、基礎を身につけるとか、いろいろとそういったことがありますので、現在の体育教諭でも足りない部分であれば、そういった民間の方も登用するのも一手かなというふうに思えます。

時間の都合もありますので、次、ゆとり教育からの転換についてお伺いをしたいと思います。このゆとり教育につきましては、学校教育における知識偏重、また詰め込み教育の弊害が指摘されて学校のゆとり教育というのが取り入れられたわけなのですが、いわゆるみずから学び、考える力の育成を初めとする生きる力をはぐくむことを目標とした教育がゆとり教育だろうと、そんなふうに思うところがあります。学力の低下が懸念され始めたころからいつしか指導要領の見直しが中教審のほうで始まりまして、今回の指導要領におきましては、実質上このゆとり教育からの転換かなというふうに思うところがあります。具体的な変更点とそれに対する教育長の考え方を端的にお願いをしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 新学習指導要領で見直された主な内容についてお答えします。

ゆとり教育の象徴的存在であった総合的学習の時間の総授業時数、これを最大150時間削減し、その反面算数を142時間、数学を70時間、理科を小学校で55時間、中学校で95時間増えることになりました。また、小学校5、6年生を対象に週1回英語の授業が必修化となります。中学校で学ぶ英単語数も900から1,200程度に増えます。小学校全体の授業時数としては、1学年で68単位時間、週にしますと2時間増えるという形ですか、2学年で70単位時間、週2コマ、3年から6年で各35単位時間、週1コマ増えることとなります。中学校の授業時数としましては、各学年35単位時間、週1コマ相当増加します。

改訂の基本的な考え方として、現行の学習指導要領の理念である生きる力をはぐくむことは引き続き引き継がれます。改訂の主なポイントとしましては、生きる力という理念の共有、基礎的、基本的な知識技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、確かな学力を確立するために必要な時間の確保、学習意欲の向上や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実などです。今回の変更点の最も大きな点というのは授業時数の増加です。児童生徒の負担感を少しでも取り除き、学ぶ楽しさや意欲を引き出すために指導体制の充実を図りたいと考えています。その一つとして、県費負担、群馬県から特別配当ということで、ステップアップティーチャー、少人数指導、特に算数、数学、少人数指導に活用してくださいというステップアップティーチャー、こういったものを確保し、

また各校に町負担のマイターンティーチャーを配置する、こういったことによって時数の増えた算数、数学の少人数指導の徹底を図っていきたいと考えています。今年度はステップアップティーチャー、これは中学校で1名、東小学校1名、西小学校2名配置となっております。マイターンティーチャーは、中学校4名、うち特別支援学級1名、東小学校4名、うち特別支援が1名、西小学校5名、うち特別支援が1名と、何名か外国籍の子もおりますので、日本語指導ということで、ポルトガル語の話せる方を週何回かお願いしております。これらの人材、これを有効に活用するように各学校長にこれから徹底を図りたいと思います。

学校は学習指導要領に基づいて教育課程を編成し、実施、評価をしていきます。国が改訂した内容に従うのが基本です。教育長としては、児童生徒がわかった、できた喜びの感じられるわかる授業を実践することがいかなる改訂があろうと教師の使命だと考えています。もう一つは、具体的な思考から抽象的な思考へと発達段階が変化する小学校3年、4年生の指導の大切さです。言葉で考え、表現できる力を身につける上で一番重要な年齢だと考えています。学者によっては9歳の壁を乗り越えられるかどうか落ちこぼれの境になると言う人もいます。この学年で基礎的、基本的な内容をしっかり身につけさせるよう指導することが大切だと考えます。この学年での少人数指導の充実、指導力のある教師の配置、子供とともに動ける教師の配置、こういったことを小学校長とも十分協議をしながらお願いをしていきたいと考えております。

○議長（富岡芳男君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） 今教育長のほうから強い理念を聞かせていただきまして頼もしく思うところではありますが、本当に重要なのはそれらの教育理念というものが果たして保護者や家庭で正しく理解されて、学校と一体感を共有した上で推進していく体制を整えていけるかどうか、こういうことだと思います。県内の小中学校の教員を対象としたアンケートの結果を見たのですが、結果では、教員の97%が日ごろの業務を忙しいと感じて、授業運営の骨格となる教材研究に当てる時間が十分とれないと受けとめていると、こういった結果も出ています。子供たちのためにもぜひ教職員が子供たちとじっくり向き合える、そんな時間の確保が必要なのだろうと思いますし、これからの取り組みとして教育長にお願いをしておきたいと思います。時間の関係で答弁は要りませんが、ぜひ検討をいただければと思います。

続きまして、今度は3つのはぐくみの最後、体育ということで運動するということになります。この項につきましては、先ほどの教育と違って、もしかすると私でも教育長と同じ立場で質問ができるかなというふうにも思っているところでもあります。本当に私もこれは昔から体育は得意でありましたので、ぜひやらせていただきたいと思います。ただ、時間が残り少なくなりましたので、体育の部分はまとめて私のほうから質問をさせていただきまして、時間の残った範囲で教育長に所感を述べていただければというふうに思っています。特に町が所有するスポーツ施設、教育委員会所管のスポーツ施設、本当に今すばらしいものがあります。天然芝のサッカー場ですとか、総合体育館、温水プール、

またそれに硬式野球が可能ななかさと公園の野球場とか、こういったいろんなスポーツ施設があるわけですが、その稼働状況を前回の議会の中で伺わせていただきましたら、どうしても、ややもすると町内の方というよりも対外試合偏重になっている施設があるというふうに伺っています。ぜひともこういったスポーツ施設の規制を町のために、町民が本当に動きやすい、汗をかきやすい、そういった体制を敷くためにも規制の見直しをもう一度検討をしていただきたいと思います。例えば、芝のサッカー場、前回もお話をさせてもらったのですが、1カ所が傷むから練習には貸さないですとか、こういったことをもっと現実的な部分で見直していただきたいと思います。また、体育館の閉館時間もそうです。そして、この隣にあります町民体育館につきましては、今後どうこれを運営していくのだろうという、そういった方針もなかなか聞かされていません。1階の男子トイレへ行きますと、使用禁止の張り紙が長期間にわたって張りっ放し、2階に上がりますと、バケツが並んでいる。何かと思えば、これは雨漏りを受けているということなのですが、総合体育館があるから町民体育館はこのままでいいやという、そういった部分で考えているのかどうか、お金をかけずに、壊れるようだったらもう終わりだと、こういった考えで修理がなかなか進まないのかどうか、こういったこともお伺いをしたいと思います。

それから、町民皆スポーツということで、各年代層にいろんな今この町もスポーツ団体あります。キッズスポーツからご高齢の方たちのゲートボール、グラウンドゴルフまであります。そういった団体が今どのくらい活動しているのか、お伺いをしたいと思いますし、特に、例をこの前も挙げさせてもらったのですが、家庭婦人バレーボールや町の野球連盟のリーグ戦、参加チーム数が激減をしております。今後の運営については、これは連盟に任せるということも当然あるのでしょうし、体育指導員、体育協会、こういったところがやるのだということもありますが、スポーツ振興係としてどのようなこういった支援策を打っているのか、そういったことを、残り2分ほどしかありませんが、教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） では、さっきの教師の多忙感ということだけちょっと一言。確かに多忙です。ただ、これは時間の生み出し方だと思いますけれども、やっぱり教材研究というのは教師の生命線ですので、これはいかなる時間であっても何らかの形で生み出せるよう、また先生方と協議していきたいと思います。

運動施設につきましては、時間がありませんので細かい数字等はあれなのですけれども、端的に言いますと、サッカー場につきましては、いろいろなご意見がございます。何か私も勉強不足だったのですけれども、使用の規約みたいのによると、一応試合、これが原則になっているということなのですけれども、ここら辺でも検討して、広く町の子供たち、特にスポーツ少年団のサッカーチームは1チームしかございませぬので、私も時たま散歩をしながら、土のグラウンドで練習している子供たち、

ああ、あの子たちにあそこで練習させてあげられればなというのをやっぱり感じます。そういったことで、今体育館の担当とも相談をしまして、町、委員会、サッカー教室なり、何かそういったものを考えながら、そういう子供たちにグラウンドが使用できるような方法を考えていきたいと思っております。一番最近では幼稚園の子供たちが東部運動公園、東幼稚園の子は温水プールを利用しに来ます。そのときにやっぱり幼稚園の先生方も通りながら、ここで遊ばせられればなあと言いながら帰っていたということで、今年はそこら辺で温水プール等を東幼稚園が利用した場合、また西幼稚園が東部運動公園等で遠足に来た場合、形の上ではやっぱり勝手に入られてもあれですので、届け出をきちっと出してもらって、芝生が伸びた中で気持ちよく子供たちが遊べるような時間というものを今検討、計画中です。近いうちにこれは実現するのではないかな。また、サッカー等につきましても、スポーツ総合型との関係で、いろんなどころから選手を派遣費用というのが含まれているということですので、また福田議員等にもご協力いただきながら、ザスパ等、そういったところとも声をかけながらまたそういったこともひとつ考えていきたいと思っております。

それから、前の町民体育館につきましても、非常にここは……

[「動議、時間」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 答弁ですから少し許してやってください。質問ではないですから。

○教育長（松沢義文君） では、町民体育館等につきましても、多分町の計画等の中でだんだん活用できるような方法、今学校施設、今年東西の体育館、それと今度、後で質問が出るとは思いますけれども、幼稚園の建設、そういったものの絡みを見ながら、町民体育館も町民に有効に活用できるような便利性、そういったものがこれから図っていけるように検討していきたいと思えます。

十分答弁これなりませんでしたがけれども、非常にポイントを焦点化して簡単明瞭なご質問ということで敬意を表しまして、答弁といたします。ありがとうございました。

○議長（富岡芳男君） 松沢教育長におかれましては、自席へお戻りください。

以上で、5番、福田正司君の一般質問を終わります。

ただいまより午後1時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時44分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（富岡芳男君） 休憩を閉じて再開いたします。

まず初めに、6番、小林正明君の登壇を許可いたします。

6番、小林正明君。

通告に従い、松沢教育長は答弁席へお移りください。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） それでは、議長の許可を得ましたので、6番、小林でございます、これより

一般質問させていただきます。

子供たちの読書教育についてお尋ねいたします。本年は国民読書年であります。子供たちの健全な育成には読書習慣が必要不可欠であります。文部科学省（子どもの読書サポーターズ会議）においては、学校図書館図書整備5カ年計画（平成19年度から23年度）をスタートさせており、学校図書館を読書センター、読書活動の場、学びの場、学習情報センターとして子供の育ちを支える重要な拠点として位置づけしております。また、群馬県においても2010年から2014年度までの県子ども読書活動推進計画第2次を策定しております。一方、館林市においては、市子ども読書活動推進計画（こんこん読書プラン）を策定しております。このようなことから、子供たちの心の健全な成長を促し、生きる力をはぐくむ環境づくりは重要であると考えます。

つきましては、以下の質問をさせていただきます。子供たちの読書教育指導について、まず1番目の質問とさせていただきますが、読み聞かせの現状について、今後の対応も含めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） まず、子供たちの読書の第1の読み聞かせということですが、この読み聞かせにつきましては、この重要性というのは、前に朝日新聞に柳田さんですか、柳田邦男さんが非常に読み聞かせ、幼児期の読み聞かせの大事さということで、この方は全国百何カ所を訪ね歩いて読み聞かせをしているということですが、やっぱり絵本の読み聞かせというのは、親子の生身の接触、物語の感動の共通体験を回復できる唯一のメディアです。親も心が穏やかになり、子供の心が豊かに成長するのを目の当たりにしていますということで、やはり親子での読み聞かせ、これはうんと大事だというようなことを柳田先生は述べています。

また、この読み聞かせで本町の状況ですが、山屋記念図書館では、ボランティアグループ虹の会の方のご協力により、毎月第2土曜日に読み聞かせを実施しています。22年度は回数は13回を予定しています。7月が2回になりますので、13回ということです。読み聞かせの後、折り紙、ペーパークラフト、こういったものも好評で、参加した親子の触れ合いが見られています。また、春、秋2回の読書週間中の読み聞かせでは、聞いた本のお絵かきを実施し、描いた作品は読書感想画作品として展示をしています。12月の読み聞かせではクリスマスお楽しみ会も実施しています。また、学校での読み聞かせにつきましては、西小学校でやはり虹の会により月1回、また高学年の図書委員が中心となり低学年のクラスを訪問し、読み聞かせをしています。東小学校では虹の会により月2回読み聞かせ、また読書強化週間中は職員による読み聞かせ活動にも取り組んでおります。そういうことで、読み聞かせについては、図書館、それと各学校等で取り組んでおります。

○議長（富岡芳男君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 読み聞かせにつきまして、私も何度か山屋記念図書館へ行きまして、虹の会

の皆さんの活動状況、あるいは父兄の反応、子供たちの反応等々見させていただいています。まだ千代田町においては絶対的には少数の方かもしれませんが、確実に活動の成果が出ているように思います。今後も当然東西小学校だけでなく、東西の幼稚園もごぞいます。そういったところでより充実した活動ができるように望むものであります。

先般ブックスタート事業ということで幼児に本をお配りいただくということでお話しさせていただいたところ、それが実施されるということでうれしく思っています。ちなみに、読み聞かせのガイドラインというのがこれはありまして、NPOブックスタートというところで行っているそうですが、話しかけ、読み聞かせすることが乳幼児の言語習得にとって大きな影響を与えるとし、子供たちとその世話をする人たちが集まり、交流できる場所を提供する。言うなれば、家庭内学習もそうなのですが、まずは読み聞かせでスタートする、特に乳幼児からのスタートというのは重要であると思っている次第でございます。我が子と一緒に絵本を開く、読み聞かせはその延長線上では家庭になるかと思えます。絵本を開いて子供との一緒に読書をする。ちなみに、我が子と一緒に絵本を開くひとときを楽しんでいますかという、これは絵本で親子の触れ合いをつくるといいますか、私自身も過去に、何十年も前ですが、子供との読書時間を持ちました。こういったことは、当然一つ一つの、一個一個の家庭においても行われるのが私は理想と思っています。ただ、そのきっかけをつくる、親御さんも忙しいということでなかなか難しいことがある場合もあります。そこで、1つお願いなのですが、質問ですが、どうか町からそういった情報発信、もっと本を読みましようよと、絵本を開きましよう、親子で読書ましよう、そういったことでの啓蒙活動するお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 啓蒙活動、これにつきましてですけれども、今町のホームページに図書館の情報が毎月掲載されております。そういった中で、図書館ではこういった読み聞かせの活動をしていますとか、そういうのは多分記事として出ていると思います。そういったものを通してより多くの人たちに参加をしてもらおう。あと一つ考えられるのは、今虹の会の人たちを中心に進めているわけですけれども、まだ千代田町でそこまで提案ができていないのですけれども、前自分が勤めていた学校ではやっぱり町の読み聞かせの会の方たちが学校に来て読み聞かせをしてくれたわけですけれども、極力PTA会員の中から読み聞かせをできる人を1人でも2人でも増やしていこうというようなことで進めたことがあります。これを一気に増やさないで、1年に1人でも増えてくればいいではないかなということで、何年かで二、三人ぐらい増えてきた例もあります。この学校の読み聞かせ等も、また学校長とも相談をしながら、虹の会の人たちをリーダーとして、PTAの方たちに1人でも2人でも読み聞かせのほうに参加をしてもらおう、そういったものが少しずつ読み聞かせを広げていくものになっていくのではないかな。なかなか情報発信で読み聞かせの情報を提供するというのと、実際にそういう保護者の方に直接そういったものに参加をもらいながら読み聞かせの大切さというのを実

感をして、そういったものが保護者の方に浸透していく、これが一番効果的ではないかなということを考えております。

○議長（富岡芳男君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） どうもありがとうございます。

関連の続いての質問でございますが、読み聞かせが大事なこと、教育長の考え方、熱心なところの取り組み、よくわかりました。ちょっと関連の質問になるのですが、実は新宿区の学習院初等科で、あるとき2年生のあるクラス内が騒然となったと。男児数人が教室でかばんを投げたり、大声で叫んだり、廊下に飛び出して行ったりしたということがございました。皇太子様ご夫妻のご長女愛子様が不安を訴え、登校できなくなったと発表されたのが数力月前でございました。要は、初等教育における大事さというのはそこにあると思うのですが、いわゆる小1プロブレムというのがこの町であるのか。低学年の児童が集団行動になじめず、授業にならないほど騒いでしまう現象を言うのだそうですが、いわゆる小1プロブレム、原因の一つに核家族化、家庭環境の変化等でコミュニケーション能力を身につけにくくなったことが挙げられる。一部の児童の行動がほかの子に広がってしまう連鎖も起きるのが特徴とされているようですが、こういったこと、教育委員会として小1プロブレムへの対応、あるいはそういう問題が今まであったのかどうか、現状も含めてちょっとご報告というか、ご答弁お願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） これは、多分小学生低学年の中で、学級の中が収拾がつかなくなる、そういう状況等だと思うのですけれども、直接的にはまだ委員会に実態等は報告されていないのですけれども、ただ1、2年生の発達段階というのは、これは全く自己中心的な年齢層です。自分が中心に動いていますので、何か自分が思うとおりにならないと簡単に教室を飛び出すとか、最初私は学級崩壊が小学校の低学年で起きるということは一時期ちょっと想像できないことがありました。中学とかそういうところは起こる得る。ただ、発達段階等をよく考えていくと、いわゆる低学年の子供の場合には、自分が思うとおりにならないと自分の思うままに行動してしまう。一人がそういう行動していくとほかから追従というか、そういうことがどんどん出てくるというようなことで、そういった意味からもやはり低学年の中である程度の時間、落ちついて読書をするとか、そういう生活習慣というものを身につけさせる必要性はあるのではないかなと思います。これもう町内でもいつ起こってもおかしくない現状はあると思います。

○議長（富岡芳男君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 続きまして、次の質問に移らせていただきます。

学校図書館の活用と充実についてお尋ねいたします。県教育委員会においては、先ほども申し上げましたが、県子ども読書活動推進計画第2次を策定したということでございます。これに伴って千代

田町もそれに関連した計画、言ってしまうえば、簡潔な言い方すれば、1日当たり30分以上の読書をしている児童を増やそうと。小学校で8年度、平成8年度の40%から14年度には50%にしたい、中学校では同様に32%から40%に引き上げることなど盛り込まれておるとあります。先ほど申し上げた家庭において読み聞かせを行ったり、図書館に出かけたりすることを呼びかけていくと、そのように計画ではあるようでございます。要は、計画をつくった県教育委員会生涯学習課、子供の読書習慣の定着には家庭で本に触れることが大切、折に触れて家庭にも働きかけていきたい、そのようなことでございます。我が町においては、数字上わかればそういう答弁をいただきたいと思っております。

関連しまして、隣の館林でございます。館林におかれましては、市子ども読書活動推進計画ここん読書プランを策定して実施しております。ここん読書プランの趣旨としては、子ども読書活動推進に関する法律に基づき、本年度3月に策定された乳幼児から読書に親しめる環境づくりを目指し、家庭、地域、学校、市立図書館及び市の関係機関がそれぞれ役割を考え、連携と協力を図っていくという内容になっておるようでございます。千代田町においてその辺の今現状と、もしやられていないところがあれば今後の計画等ございましたら、ご答弁お願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 今町としての学校図書館の活用と充実としては、東西小学校とも読書強化週間を年2回設定をして読書活動を啓発をしています。中学校では、毎朝読書時間を10分程度設定し、生徒、教師ともに読書に親しむようにしています。図書館便りで新着図書情報等を生徒に知らせ、図書館のレイアウトを工夫し、より多くの生徒が利用できるように配慮しています。その取り組みにつきまして、千代田中学校では学校長が「あさひ」という学校通信を発行しております。その中でも読書活動について、最近6月8日の105号で「午前8時25分に思うこと」ということで、読書の大切さ、こういったもの、読書についての効果的なもの等が記載をされています。こういう読書を進めるという父兄の啓蒙を兼ねて、既に4月の13日に保護者向けに、本日より読書タイムの実施ということで、今年度はこういうことで朝読書に力を入れていきますというのを通信で各家庭に配信をしています。そういうことで中学校等も取り組んでおります。

また、小中学校すべて児童生徒が年1回読書感想文、これを書いております。小学校ではまた読書感想画、これにも1年、3年、5年が取り組んでおります。また、千代田中学校なんかの朝読の一つの成果と思うのですけれども、昨年度千代田中の3年生男女1名が群馬県の読書感想文コンクールで入賞しました。そのうち男子1名につきましては県で優秀1位に輝き、全国大会に選出をされております。

そういったことで、本当に毎日の短い時間の積み重ねですけれども、一部には徐々にそういった成果が見られてきているのではないかなということを考えております。

○議長（富岡芳男君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 各学校における活動状況わかりました。そこで、1つ提案といたしますか、それに関連してこのようなこともちょっと質問させていただきます。読書座談会、これは何か北海道の恵庭市等でやられているようですが、児童が少人数のグループに分かれて読書座談会を始めた。1人が自分の読んだ本の主人公やあらすじを話す。聞いていた児童らがすごくいい話と、かわいい話だと言って目を輝かせたとあります。

そこで、質問なのですが、司書教諭、千代田町にいらっしゃるかどうか、私申しわけないですけれども、今確認をしていますが、司書教諭さんがいますと準備に時間をかけられる、内容を充実させられると伺っています。また、学校の図書館においては学校司書を配置している自治体もございます。やはり司書教諭が専任でないと幅広く仕事ができないとも言われています。一方、図書館の本を授業で使う機会が増えた。教科書は児童に合った本を選んで使ってもらっているなどの高評価、成果が出ているとも報道で知りました。要は、千代田においてもやられていると思いますが、先ほど申し上げた読書座談会、あるいは読書祭り、そういったことを、年に1回のもちろん感想文等々も大事なことでございますが、常時そういったものを計画できればなと私は個人的に思っている次第でございます。それに伴って教師も、別に司書専門教師でなくても、国語を担当する小学校教師だけではなくて、いわゆる教師全体がもっと本を読むような仕向け方といたしますか、これちょっとおこがましい言い方なのですが、もっとできればなと思っております。ちなみに、ここの私が今見ている恵庭市においては、読書祭りを小学校で開いていると。その祭りとして教師による読み聞かせ、今年は通年で20回以上行う。昨年度の1人当たりの貸し出し冊数は54冊に上ったと。児童へのアンケートでは9割以上が本が好きであると。言うなれば本を読むこと生涯必要なこと、本が好きの子をじっくり育てていきたいと、そのように思う次第であります。

また、おこがましいですが、教育にとって夢が一番大事なはず、それが今一番欠けている時代でもありますので、読書にかける重要さといえますか、これはもう言うまでもありません。親が本を与える、またこれをどうやって選ぶか。町の教育委員会あるいは学校図書においてどのようなまた基準でやっているのか、あわせて質問させていただきます。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 学校図書館司書教諭につきましては、間違っていたら後で訂正しますが、12学級以上の学校には司書教諭の資格を持ったということで、本町では西小学校がそれに当たりますので、ただ東小にも持っている先生はいます。また、千代田中学にも司書教諭の資格を持った先生はおります。

それから、各町内には町費負担ということで、なかなか司書教諭がおりましても図書館にかかりきりというわけにはいきませんので、図書館の書籍の整理、そういったもので町の臨時職員ということで、東西小学校、中学校に配置をされております。この前町長と一緒に千代田中のほうの図書館を見学し

てきたのですけれども、非常によく整理をされていました。

それから、読書懇談会、読書祭り、こういったものは具体的には今のところ計画はされていないのですけれども、多分各学校で多読賞というようなものを年間何回か図書館のほうで、どの程度図書館の本を読んだかどうかというようなことで、そういったものを出していると思います。またこれは後で各学校に確認をしておきたいと思いますけれども。

それと、あと一点何だったですか。

[「館林でこんこん読書プランあるいは県の30分以上の読み聞かせ、それに対して」と言う人あり]

○**教育長（松沢義文君）** また、県のほうの方針、そういったものもよく吟味をさせていただきまして、群馬県のほうの読書活動推進計画の第2次の案が出ていますので、この中にも県としてやるべきこと、市町村の役割、そういったもので県の取り組み、市町村の役割と細かく出ていますので、こちら辺のことをもう一度十分内容を吟味しまして、また町の取り組み等を考えていきたいと思えます。

○**議長（富岡芳男君）** 6番、小林正明君。

その前にちょっと申し上げますけれども、発言するときは手を挙げて許可を得てから発言をお願いします。よろしく。

○**6番（小林正明君）** 続きまして、町立図書館の活用と充実についてご質問させていただきます。

町の図書館、私も何度か本を借りに行っているわけなのですが、なかなか図書館の大きさといいですか、これはよその市町村と比べたときにどうしても小さ目かなと思うところがございます。ただ、千代田町の1万2,000の人口からしたときに、4万、5万の、あるいは3万の町と比較したり、市と比較すること自体は問題はあるかと思いますが、少し図書の冊数が少ないのではないかなと思います。ちなみに、先ほど申し上げた読み聞かせにもつながるのですが、読み聞かせの本を、貸し出しの本を見ても、冊数が少ないのが現状であります。特に、繰り返すようですが、絵本がもっと充実してほしいなと思います。もちろん社会人を相手した、相手というか、社会人を対象とした本の充実は言うまでもありませんが、言ってしまうと、絵本図書館的なものが余りにも少ないのかなと私思っております。

前橋においてはこども図書館があるそうでございますが、蔵書としてこども図書館に9万冊の蔵書があると。それぞれ絵本100冊をセットにして希望するところに3カ月間の貸し出しを行っていると思います。私たちにおいても、個人的に本を借りに行ったときに、仮にその本がないとすれば、今ネットで高崎にある、あるいは前橋にある、桐生にある本も借りることができます。その辺は非常に便利になったと思っています。ただ、どうしてもそこにはない本、あるいは必要と思われるところでちょっと不満足というところがどうしても見当たりますので、何とかもう少し本の種類、冊数を多くしていただきたいなと思う次第でございます。

それぞれの図書館で先ほど申し上げた読み聞かせ等も行われているわけでございますが、なかなか

もっと、はっきり言えば、少数の方しか、たまたま私が見たときがそうなのかもしれませんが、少数である。もっと要は、子供が自由に、そして選べる冊数が増えてほしいなと思う次第です。そこについての答弁をお願いします。

もう一つ、お昼休みです。お昼休みにどうしても、だれでもそうですけれども、昼食時間になります。休憩時間になります。そのときに、飲食をする場所がない。これは図書館だよと言われるとそれまでなのですが、そのたびに家に帰る子供たちあるいは父兄さんがいる。何とか、これも将来的な財政との絡みになるかと思うのですが、ぜひ休息ができて、なおかつ昼食がいただけるような場所ができないものか、ちょっと私も質問しにくいのですが、お考えについて答弁をいただきたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） まず、町立図書館の活用状況ですけれども、まず町立山屋図書館では、「本との出会いを楽しもう」というテーマで本への興味や関心へのきっかけづくりとして、毎月テーマを設けて図書、絵本を展示、貸し出しを行っています。また、こどもの読書週間事業としてお薦め本を展示したり、毎年それぞれの春と秋の読書週間ごとにテーマに沿った図書を展示しています。読んでおもしろかった本、感動した本、読んでもらって心に残った場面などを絵やイラストに描いて応募してもらって、読書感想画作品展を開催しています。また、青少年読書感想文全国コンクール課題図書の展示、貸し出しを行ったり、図書館検索システムとあわせて探したい図書が早く探し出せるように配架の見直しや工夫を行っています。県立図書館及び県内の公立図書館のネットワークを活用して、利用者の必要としている図書や情報は必ず届けるように努力をしております。町立の図書館にない本等につきましては、多分週1回だと思うのですけれども、県立図書館のほうに事前に申し出ておきますと、その必要な本を持ってきてもらえるようになっていきます。また、各町の図書館で千代田町でこういう本が必要なだけでなく、例えば玉村町の図書館にあるかどうかとか、そういう問い合わせをインターネットで検索をして、そういう情報交換等もできるような今システムができております。また、昨年度より、これ新しい試みなのですけれども、学校図書館との連携として、小中学校図書職員との交流を図って、打ち合わせの場を設けております。昨年は6回情報交換等について、学校図書館と町立図書館の有効活用を図っております。そういったことで、学校図書館と町立の活用、こういったものを手探りの状態で進めております。

また、絵本の蔵書等もこれもまた検討していきたいと思います。確かに読みたい本が親子で来たときに選べるというのは理想的な状況だと思います。また、食事の場所等ですけれども、これはまだ今すぐにこうしますというのは言えないのですけれども、また検討をしていきたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 時間が少なくなってきましたので、次の質問に移らせていただきます。

家読について質問させていただきます。家読という字は、家の読書と書きます。家の中での読書習

慣、家読を進めることによって親子の会話等が弾んで、子供の健全育成に役立つのかな、また読む中でわからないことはお父さん、お母さんに聞ける、あるいは学校等において辞書を使って調べるなり、そういったものになるかと思えます。家読についてお考えをお尋ねいたします。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 家読ですけれども、この家読については以前町のホームページの図書館の欄に掲載したことがあります。平成20年、22年ということですが、学校では、前にも申しましたとおり、授業が始まる前の時間を利用して全員が好きな本を読む朝の読書が定着しつつあります。朝の読書を通して読書が子供たちの習慣化になるように働きかけをしております。こういったものが家においても家族みんなで本を読む習慣を共有できるようにというねらいが一つあります。1週間に1度でもいいから家族そろって本を読み、読んだ本について話し合い、家族のコミュニケーションを深めることが家読の目的ではないかと思えます。今子供のいじめや自殺といった社会問題が深刻化している現在、心の問題は家族の会話やコミュニケーション不足が深く影響をし、子供だけでなく大人の読書不足とも因果関係があると言われております。このような社会的背景を踏まえ、家族のコミュニケーションを図る一つの手段として、家族みんなで本を読む習慣、家読が必要になると思えます。家庭での読書については今後更に周知、推進を図っていきたいと考えております。

また、一つ、家読等の勧めとし、先ほど議員さんからありましたとおり、県の方針の中で小学生の1年生から中学3年生までを対象にして、群馬の子供に薦めたい本200選というのがジャンル別にホームページ等に掲載をされております。こういったものを利用して、多分冊子も各学校に配られていると思えますので、こういったものを利用して家庭にも一つ読書をする上での参考資料として活用していければ、そのように考えております。

○議長（富岡芳男君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 最後の質問にさせていただきます。

新聞活用の読書教育指導についてお尋ねいたします。新聞を活用した教育の指導についてお尋ねするわけですが、新聞は非常に時流、そのときの流れ、時の流れ、あるいは注目されるような社会現象等々、人間の生き方、特に子供たちにとってこれから巣立っていく社会に対する物の見方等が非常に勉強できる紙面がたくさんあるものだと思っております。新聞を読み、わからない用語は、先ほど申し上げましたが、辞書をめくる、活用する、そして何より書いて表現する、活用力の向上等々、あるいは生き方、進路のヒントにもなります。そういったことで、たくさん勉強する材料といえますか、面がありますので、ぜひ学校教育においても取り入れているとは思いますが、現在の状況と今後の考え方等についてご質問いたします。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 新聞活用の読書教育ということですが、中学校では国語の時間に新聞のコラム欄などを活用した作文を書いたり、社会科では新聞記事の時事問題について生徒たちにレポートをまとめさせる授業を行っています。また、小学校でも教材を活用して新聞づくりなどに取り組んでいます。これは前の私が勤務していた学校の例ですが、たまたま上毛新聞の当時の館林支局長と知り合いだったものですから、そこをお願いをして、学級新聞づくりということで高学年の授業に直接生の新聞記者から指導をしていただくということで、子供たちがふだんは体験できない生の記事づくりというので非常に勉強になったというようなこともありますので、またそういった活用方法も考えられるのではないかなと思っています。

また、これも前の学校の例で申しわけないのですが、これ地域の方で俳句に堪能の方が子供たちに、その方を頼みまして、5年生だったですか、授業に来ていただいて俳句づくりということで、せっかく俳句をつくったのだから、このまましておくのはもったいないだろうということで、あれは多分上毛新聞だったのですか、投稿しましたら入選をして、新聞の中に自分の作品が載ったということで、子供たちも非常に張り合いを持ってやったという例なんかもあります。そういったことで、より新聞等を活用した授業、特に社会科の授業等ではこれから大いにそういったものが活用できていくのではないかなと思います。そういったことで、より新聞を利用した読書教育なり学校教育というものもまた考えていければと思っています。

○議長（富岡芳男君） 6番、小林正明君。時間迫っておりますので、簡潔にお願いします。

○6番（小林正明君） 職業選択をテーマにするとか、あるいは今輝いている人、それから社会で活躍する人、同じような意味でもありますが、そして先ほど教育長の話もありましたが、コラムで勉強する、特にこれはいじめの問題等が一つの例でありました。そして、オリンピックで活躍した人、要はそういったことの皆さんで読んで、そしてそれを討論することによって、グループ発表あるいは壁新聞といいますか、そういったことにやることで非常に子供の考え方が深くなるのではないかと思います。これで終わりますけれども、ご答弁お願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 教育長、松沢義文君。

[教育長（松沢義文君）登壇]

○教育長（松沢義文君） 確かに新聞というのは、新聞記事というのはとらえ方によっては非常に貴重な教材になりますので、これからは各学校で新聞等の記事、そういったものを有効活用し、授業の中で使えるもの、こういうようなものを積極的に取り入れていく、そういった方策等、学校長ともよく相談をしながら進めていければと思います。

○6番（小林正明君） 質問終わります。

○議長（富岡芳男君） 松沢教育長には自席へお戻りください。

以上で、6番、小林正明君の一般質問を終わります。

続いて、3番、金子孝之君の登壇を許可いたします。

3番、金子孝之君。

通告に従い、大谷町長、答弁席へお移りください。

[3番（金子孝之君）登壇]

○3番（金子孝之君） それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

このほど西幼稚園の老朽化に伴い、新築のための設計委託料が本年度予算に計上されました。これは、安心、安全のためにも、そして子供たちの健全育成のためにも喜ばしいことと考えております。しかしながら、これからの幼稚園建設には幼保一体型の認定こども園方式、これも考えに入れなければならないと思います。そこで、千代田町としては幼保一元化のプロジェクトチームによる調査研究がなされているはずですが、その結果を踏まえて移転場所等どこになるのかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 幼保一元化についてのプロジェクトチームでの調査研究の成果についてのご質問ですが、国においては平成18年に法律が施行され、認定こども園制度が創設され、社会的な保育園待機者が増加している状況の中、幼稚園の有効活用を兼ね合わせた幼保一元化が推進されました。本町でも老朽化の著しい西幼稚園の建築を目前に控え、平成18年7月にプロジェクトチームを設置し、検討を開始しました。当初は国も全国的に幼保一元化を推進していたわけですが、私立には補助金制度があり、認定こども園が増加しましたが、公立には補助制度がなく、進展しない状況でした。平成20年2月、国が推進する幼保一元化が望ましいという理由から、保育園2園と幼稚園2園を1園に統合する答申が幼保一元化プロジェクトチームから提出されました。

しかし、その後も全国的に幼保一元化は進まず、特に公立の認定こども園は足踏みの状況でした。このような状況を踏まえ、平成20年7月、再度幼保一元化プロジェクトチームを立ち上げ、再検討をお願いしたわけであります。このような中、昨年政権が民主党に変わり、省庁再編も踏まえた幼保一元化の法整備を平成23年度に行う方針が発表されましたが、老朽化による西幼稚園の建設が待ったなしの状況を考えると、建設を先送りできないところまで来ております。

これとは別に、東部地区におきましては、ふれあいタウンの分譲条件である保育園、幼稚園に近いということも考慮する必要がありました。そこで、本年3月、現在におけるさまざまな状況を踏まえて、幼保一元化にも対応できるように、西保育園の敷地内に隣接して西幼稚園を建築することが望ましいとの方向性を定め、プロジェクトチームの答申が提出されたわけであります。現在事務レベルでは西保育園敷地内に西幼稚園を建築する場合のメリット、デメリットや課題等の洗い出しを始めるとともに、保護者のアンケート調査も実施する方向で作業を進めております。今後西幼稚園建設検討会議等を開催し、保護者の意向を踏まえて本年度の実施設計に反映していきたいと考えております。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番(金子孝之君) 今の答弁ですと、保育園内の敷地に幼稚園を建てるということではありますが、今でも保育園は定員オーバーの状況が続いていると思います。その中に幼稚園を組み込むということは、園児の健やかな成長を願う者にとってちょっと伸び伸びとした教育的な保育ができないのではないかと、そういうふうに考えますが、その辺どのようにお考えか。

また、私ちょっと調べましたら、認定こども園の中で、敷地が同一敷地内でなくても認定できるということが書いてありますが、その辺のお考えはどのようなものなのか、お伺いします。

○議長(富岡芳男君) 町長、大谷直之君。

[町長(大谷直之君)登壇]

○町長(大谷直之君) お答えいたします。

今現在ですと、少子化による園児の減少というのが起こっております。就学前の人口推移してみますと、平成21年度末では町全体で5歳児が113人に対し、ゼロ歳児は77人、特に西部では5歳児81人に対し、ゼロ歳児は51人という、年齢が下がることに連れて減少傾向にあります。東部地区については、ふれあいタウンへの若い世代の転入により減少はとまっておりますが、入居が終了すれば一気に減少方向が生まれると思われれます。このように本町も少子化傾向にあり、園児の減少を十分考慮しなければならぬと思っております。

そのようなわけで、幼稚園を西保育園に移動させるというのは、そのほうが土地の手だてが、あそこを利用すると結構広いし、予定ですと南のほうへつくるのかなという気もいたしますけれども、まだ決まっていないですから、そういう中で検討しております。これから先、今までの予想ですと、やはり減少してくるのではないかとというふうにとらえて、そのような考えで進めております。

○議長(富岡芳男君) 3番、金子孝之君。

○3番(金子孝之君) 今人口の減少が進んで、それに伴い大きなものは要らないのではないかとというようなニュアンスのことだと思っておりますが、町としてそのように内向きな政策でよろしいのでしょうか。これから商業地域にも大規模店が出店するわけですし、舞木の土地区画整理も土地も売れ始めているということでもあります。そんな中で、先ほども質問の中でありました合併問題も踏まえての話をこれからはしていかないと、それを踏まえて施設の充実を図らないとこれからの町政というのは難しいのではないかとと思うのですが、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長(富岡芳男君) 町長、大谷直之君。

[町長(大谷直之君)登壇]

○町長(大谷直之君) 今検討しているところなのです。はっきりこういうふうだというふうに今申し上げられないのがちょっと残念というのですか、ご迷惑かけるというのですか、あそこのふれあいタウンのところの土地は、ご存じだと思うのですけれども、8ヘクタール町分ですよね。あそこへは商業地域に変える計画であります、近隣商業地域に。そうしますと、考えられることは、大きなお店、今直接町ではないのですけれども、もう何も行動を起こさないうちから県のほうに問い合わせ等

が大きいところから来ているというお話も聞いております。ですから、そのところは恐らく、これは予想ですけども、家がそこへできるというのはちょっとあれかなという、そういう考えもあります。どのくらいの大きさを私まだ把握していないのですけれども、そんなに小さいのをつくるとか、そういうことではないですよ。熟知していないので、担当のほうにちょっと話を聞いていただけますか。

○議長（富岡芳男君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） お答えいたします。

まず、西保育園の敷地内に西幼稚園をつくるということで今検討を事務レベルでしているわけですが、今町長が申し上げましたとおり、少子化は目前、これは避けることができないような状況ですし、それと国の方針、平成23年度に幼保一元化の法整備をするというのが公表されましたし、首相が変わりまして方向転換という可能性もありますが、今のところ認定こども園も前提にしなければならないというような状況です。ですから、西幼稚園を別な場所に建てた場合に、それは来年度認定こども園の法整備ができて、認定こども園にかなり有利な補助制度とかできた場合に、後からですと対応できなくなるという問題があります。また、現在の西幼稚園に建築すれば場所は変わりませんし、いいのではないかという考えもありますが、仮園舎を建てるのにやはり概算ですが、何千万、四、五千万というような見積もりも出たことがあります。また、新たな用地確保になりますと、用地代、大きな支出が必要になりますし、そのようないろいろ考えますと、現在考えられるベストな方向としますと、少子化、国の方針、経費すべてさまざま検討しますと、西保育園の敷地内に隣接して西幼稚園を建築することが有効な方法と考えられます。

また、西保育園の敷地内に西幼稚園をぎゅうぎゅう詰めで建てるというものではなくて、西幼稚園の園児数に応じた園舎を建設する予定ですので、西保育園の敷地内に詰めて西幼稚園を建築するというものではありませんので、ご理解をいただければと思います。

それと、園舎、西幼稚園の新築園舎ですが、まだ完全な実施設計これからお願いするもので、概算、目安として設計した段階では、現在の西幼稚園の園児数が十分入れるような幼稚園として、たしか、ちょっと詳しい数字は手元にありませんが、3億とか、4億とか、その辺の金額になるかと思います。よろしく願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） 確かに子供の減少がとまらない、こういう時代になっております。そこで、子供をより大事に育てなければならぬ、こういう時代であります。そのときに十分に子供のために機能する幼稚園、これをぜひとも建設していただきたい。そのためには設計業者の選定方法、これについて、現在は指名競争入札で行っていると思いますが、これをコンペ方式やプロポーザル方式に変える考えはあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

設計委託業者の選定方法というご質問でございますが、西幼稚園は独立して建設するというより、西保育園敷地内に隣接して建築する方向で検討しておりますので、具体的な課題を調整して、それをクリアできる設計をお願いしたいと考えております。新たな企画提案を受けるプロポーザル方式というより、明確な設計条件により設計を評価するコンペ方式の考え方もあるかとは思いますが、より今回の建築に当たって設計委託業者の選定を十分検討していきたいと今のところ考えております。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） それでは、プロポーザル方式よりはコンペ方式といったことも考えている、そういうことですが、今特に幼稚園ということを見ると、子供のことを考えたときに、やっぱりそこで働いている職員の方々、この辺の方々の動きやすさの面も保育のサービスの充実につながるかと考えております。その辺少しいろいろ意見を取り入れられる設計方法、これが望ましいのではないかと私は考えておりますが、そして特に町長の先ほどから口にされております透明性、クリーンで透明な行政ということに関しまして、町民からもよく見えるような入札方式、これが望ましいのではないかとと思いますが、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 今お話ししたとおり、これから考えて、より皆さんが喜んでいただけるような、環境に適したような、そういう保育園の園長というのですか、そういう先生というのですか、そういう人たちも含めた形の中で、当然環境にいい保育園を、この幼保一体型はそのとおりにできるかどうかというところまでまだ、これからそれも園児のお母さんとか、幼稚園のお母さんとか、そういう人たちの意見も聞いたり、いろいろやることがまだございます。そういう中で進めていきたいと思っております。そういう中で、プロポーザル、コンペ方式か、それとも設計がちゃんとできる、そういう人を見つけるか、そういう中で今進めようとしているところであります。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） 確かにそういう段階で、今の段階で明確な方法等はお答えいただけないかとは思いますが、何しろ子供のために、そして将来を担う子供たちが健やかに育つように、機能の充実した幼稚園の建設を願うところであります。そして、完成した幼稚園は何十年も園児たちの健やかな成長を支えていかなければならないものであります。その点も十分踏まえた設計、建設をお願いしたいと思います。

それで、現幼稚園の、今使っている幼稚園、これが学童保育という形で今小学校でやられていると

と思いますが、この辺のものに利用できないかどうかをちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 先ほど環境の説明が足りませんでしたけれども、太陽光発電、LED照明、遮熱、断熱等、そういう方法をいろいろ考えて、そういうことが考えられると思います。今後十分検討しながらそういう点もやっていきます。

幼稚園の跡地利用は学童保育に利用できないかということですが、以前総務文教常任委員さんにも視察していただきましたが、現在の園舎は老朽化が激しい状況であります。これをそのまま学童保育に使用するには建物の強度を調査し、修理改築も必要でしょうし、幼稚園児と学童の対象となる小学生の体の大きさや行動範囲の違い等、十分検討していかなければならないと考えております。ただ、西小学校に隣接して学童施設として使用するの大きなメリットがあると考えております。その辺のことにつきましては、今後西幼稚園の建築と並行して十分検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） 大変子供のことは難しい問題であります。少子化問題もありますし、大事に育てた子供たちが立派に育つように、教育全体で考えていかなければならないと思います。そこで、今回の質問で、何しろこれからの子供たち、町を支える人たちになってもらわなければなりません。そして、日本を支えてもらう、このぐらいの意気込みでやってもらわないと困りますので、ぜひとも環境整備、教育環境の整備には絶大なる力を出していただいて、よりよい環境をつくっていただきたいと思います。

これで質問終わります。

○議長（富岡芳男君） 大谷町長は自席へお戻りください。

以上で、3番、金子孝之君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（富岡芳男君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

あす11日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（富岡芳男君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時02分）

平成22年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成22年6月11日（金）午前9時開議

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 報告第 2号 平成21年度西邑楽土地開発公社決算について
- 日程第 3 議案第29号 西邑楽土地開発公社定款の変更について
- 日程第 4 議案第30号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第31号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第32号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第33号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第34号 平成22年度千代田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第35号 平成22年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第36号 平成22年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第37号 町道路線の廃止について
- 日程第12 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 同意第 2号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第 3号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第 4号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第 5号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	襟川仁志君	2番	高橋純一君
3番	金子孝之君	4番	川田延明君
5番	福田正司君	6番	小林正明君

7番	柿沼英己君	8番	細田芳雄君
9番	黒澤兵司君	10番	青木國生君
11番	坂本金光君	12番	富岡芳男君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
教育長	松沢義文君
総務課長兼 企画財政課長	川島賢君
税務課長 町民税係長	荒井稔君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	荒井和男君
経済課長兼 農業委員会 事務局長	椎名信也君
建設水道課長	田島重廣君
会計管理者 兼会計課長	野村耕一郎君
教育委員会 事務局長	高橋充幸君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	坂本道夫
書記	小林良子
書記	宗川正樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(富岡芳男君) おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第2回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○報告第1号の上程、説明、報告

○議長(富岡芳男君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(富岡芳男君) 町長に繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長(大谷直之君)登壇]

○町長(大谷直之君) 報告第1号 繰越明許費繰越計算書につきましてご報告いたします。

本年3月の第1回議会定例会におきまして、道路維持補修事業、全国瞬時警報システム導入事業、小学校理科教材設備整備事業、中学校理科教材設備整備事業の4事業につきましては、繰越明許費として翌年に繰り越したものでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し議会に報告することとされておりますので、報告させていただくものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長(富岡芳男君) 以上で報告を終わります。

○報告第2号の上程、説明、報告

○議長(富岡芳男君) 日程第2、報告第2号 平成21年度西邑楽土地開発公社決算についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(富岡芳男君) 町長に平成21年度西邑楽土地開発公社決算についての報告を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長(大谷直之君)登壇]

○町長(大谷直之君) 報告第2号 平成21年度西邑楽土地開発公社決算についてご報告いたします。

本案は、西邑楽土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告す

るものであります。

なお、本報告書につきましては、5月28日の理事会において、全会一致で原案どおり可決しております。

詳細につきましては建設水道課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 建設水道課長、田島重廣君。

○建設水道課長（田島重廣君） おはようございます。西邑楽土地開発公社決算の報告について詳細説明を申し上げます。

お手元に資料で配付いたしました書類の中ほどにピンクの色紙がついております。そのピンクの色紙以降が決算資料でございますので、お開きを願いたいと思います。

まず、決算書の資料の7ページをお開き願いたいと思います。7ページには事業概要報告でございますが、土地、造成地売却事業といたしましては、千代田町事業所で東部住宅団地分譲地1区画の売却と、商業区画分譲に伴う手付金の収益がございました。面積、金額等については記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。

あつせん事業におきましては、千代田町事業所で上中森住宅団地造成事業に伴う用地管理及び事務処理等を、県企業局の依頼により実施いたしました。

続きまして、決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。ここには収支決算の状況でございます。まず、収益的収入及び支出におきましては、収入の決算額が1億1,271万9,201円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりであります。このうち千代田町事業所分は1億966万4,961円でございます。

次に、支出の総決算額でございますが、1億874万4,088円、事業区分ごとの金額につきましては記載のとおりでございます。このうち千代田町事業所分は1億770万5,519円でございます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思います。資本的収入及び支出でございますが、収入の総決算額が3,322万1,659円で全額借入金でございます。このうち千代田町事業費分が1,831万137円でございます。支出の総決算額は3,748万5,259円、内訳は記載のとおりでございます。このうち千代田町事業所分が2,257万3,737円でございます。

なお、収入が支出に対して不足する額につきましては、記載のとおり過年度及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

3ページをご覧いただきたいと思います。損益計算書でございますが、公社の1年間の経営状況をあらわすものでございまして、事業収益から事業原価を差し引きますと551万7,870円の当期総利益が発生しましたが、販売費及び一般管理費を引きますと134万6,102円の事業利益となりました。

また、事業外収益では262万9,011円の受取利息及び雑収益がありましたので、当期純利益としては397万5,113円でございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。貸借対照表でございます。公社の資産の状況をあらわす

ものでございます。まず、資産の分でございますが、流動資産の合計が27億498万606円、明細につきましては記載のとおりでございます。

次に、負債の部でございますが、固定負債が25億4,843万6,956円でございます。

次に、資本の部でございますが、設立時の3町からの出資金、1市町村当たり300万で900万円がございます。

次に、準備金でございますが、記載のとおり前期繰越準備金と当期純利益を合わせて1億4,754万3,650円でございます。したがって、資本合計は1億5,654万3,650円となり、負債、資本合計が27億498万606円で資産合計と合致をしております。

5ページ以降につきましては、財産目録等添付してございますので、また最初のページのほうには平成22年度公社の予算書を添付してございますので、後ほどご覧いただくことをお願い申し上げまして報告を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 以上で報告を終わります。

○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第3、議案第29号 西邑楽土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第29号 西邑楽土地開発公社定款の変更について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、公社の定款の中で引用される借地借家法の条文が1条繰り上がったことに伴い、所要条文の一部を改正いたしたく提案するものであります。

なお、本改正案につきましては、3月24日に開催された西邑楽土地開発公社理事会において、全会一致で原案どおり可決されております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第4、議案第30号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第30号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年6月30日より施行されることに伴いまして、本町におきましても国家公務員と同様職員の育児支援の拡充を図るため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 総務課長兼企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） 議案第30号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年6月30日より施行されることに伴いまして、本町におきましても国家公務員と同様に所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、お手元の資料によりご説明させていただきたいと思っております。初めに、新旧対照表1ページをご覧くださいと思います。育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務、

第8条の2では、これまで職員の配偶者が子を養育できる場合には、職員は早出、遅出勤務、この早出、遅出勤務といたしますのは、仕事の始まりと終了の時間を、職員が育児または介護を行うために、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務のことをいうわけでありますが、この早出、遅出勤務を行うことができませんでした。しかし、今回の改正により、職員の配偶者が仕事についているかいないか等の状況にかかわらず、職員は子の養育のための早出、遅出勤務を請求することができるようになります。

次に、1ページ下段から2ページにかけて、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、第8条の3では、第2項に、3歳に満たない子を持つ職員がその子を養育するため、勤務外時間の制限を請求した場合に、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合、つまりその人でないとできないといたしますか、仕事のかわりがきかない場合を除き、時間外勤務をさせてはならない規定を新設いたしまして、あわせて各項において条文の整備を行うものであります。

施行期日は、平成22年6月30日から施行するものでございます。ただし、施行日以後の日を、早出、遅出勤務及び時間外勤務の制限の開始日とする場合にあっては、職員は施行日前でも請求を行うことができるよう経過措置を設けます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富岡芳男君） 賛成全員であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第5、議案第31号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第31号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほど議決いたしました千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正条例と同様に、国家公務員の育児休業に関する法律の一部改正が本年6月30日より施行されることに伴いまして、本町におきましても国家公務員と同様に職員の育児休業等の育児支援拡充を図るため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 総務課長兼企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） 議案第31号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年6月30日より施行されることに伴いまして、本町におきましても国家公務員と同様に所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、お手元の資料によりご説明をさせていただきます。初めに、職員の育児休業の改正内容ですが、新旧対照表1ページの育児休業することができない職員、第2条第1号、非常勤職員及び第2号、臨時的に任用される職員につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条により、既に育児休業することができない職員として規定されておりますので、第2条から削除するものでございます。

また、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業することができるように、第5条第5項及び第6号も削除いたします。

次に、育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間、第2条の2では、子の出生から57日間、つまり産後8週間という考え方がありますが、この間に最初の育児休業をした職員は、特別な事情がなくても再び育児休業をすることができる条文を追加いたします。

また、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情、第3条では、1ページから2ページにかけまして、夫婦が相互に育児休業したかどうかにかかわらず、一緒に育児休業した場合でも、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3カ月以上が経過した場合にあ

っては、再度の育児休業をすることができるよう規定するものであります。

育児休業の承認の取り消し事由、第5条では、今まで職員の配偶者が常に子を養育することができるようになった場合は、その育児休業を取り消す決まりとなっていました。改正後は職員の配偶者が常に子を養育することができるようになった場合であっても、育児休業を取り消しする事由には当たらないこととする改正でございます。

そして、3ページから4ページにかけましては、職員の育児短時間勤務に係る改正内容でございますが、これは先ほど説明させていただきました育児休業関係と同様に、職員の配偶者の就業の状況や夫婦の育児休業の取得方法にかかわらず、育児短時間勤務を取得できるよう改正を行うものであります。

最後に、4ページ下段から5ページにかけまして、部分休業することができない職員、第20条では、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業することができるように改正するものであります。

なお、施行期日は平成22年6月30日からとするものでございます。また、施行日前に育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業または育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなす経過措置を設けております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富岡芳男君） 賛成全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第6、議案第32号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第32号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年3月の定例会において、千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正し、月に60時間を超える時間外勤務にかかわる時間勤務手当の支給割合の引き上げの分の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定することができるようになったことに伴いまして、職員団体のための業務また活動にも時間外勤務代休時間を使えるよう、所要の改正を行うものであります。

なお、本町におきましては、現在のところ職員団体の登録はございません。施行期日は公布の日からとして、平成22年4月1日から適用するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 賛成全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第7、議案第33号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第33号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年4月9日付総務省通知によるチェック・オフ、職員給与からの天引きに関する緊急自己点検を実施しましたところ、税金や共済掛金などの法律に基づく給与天引き以外にも職員給与からの控除があり、その項目が条例で規定されていないことが判明したため、是正のための措置として当該条例を改正し、現在給与から控除されている項目を条例で規定するものでございます。

地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、「法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」とされております。

なお、職員給与から控除する項目につきましては、資料の新旧対照表、第2条の2第1号から第4号までを規定し、あわせて文言の整理を行います。

施行期日については、公布の日からとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、高橋純一君。

[2番（高橋純一君）登壇]

○2番（高橋純一君） この資料のほうの中段に、町長が指定する団体が扱う生命共済事業の掛金とあるのですが、現段階で町長の指定する生命共済団体は何団体ぐらいあるのでしょうか。1点だけですけれども、お願いします。

○議長（富岡芳男君） 総務課長兼企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

これは、民間の生命保険会社等に職員が加入していた場合に、その掛金を給料から天引きして支払っている場合があります。団体数につきましては、ちょっと資料がございませんので、お答えできません。

○議長（富岡芳男君） ほかにありますか。

2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） そうしますと、国が認めた団体というか、ほとんどの町長が認めたというか、国が認めている団体の生命保険に入っているのは、控除の対象になるということですよね。

○議長（富岡芳男君） 総務課長兼企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） 控除といいますか、給料から天引きして、その掛金を払

うということでありますので、それは保険会社等と職員個人とが契約しているものでありますから、給料から引いてそちらへお支払いすると。そのお支払いするには、当然生命保険会社等と役所のほうとで、そういう団体、複数になると思いますが、複数の職員が加入していて、毎月なり決まって保険料を支払うと、そういう約束事もできておりますので、特に問題ないと思います。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 賛成全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第8、議案第34号 平成22年度千代田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第34号 平成22年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ911万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,611万6,000円とするものであります。

補正の主な内容につきまして申し上げますと、歳入では軽自動車税を追加するとともに、子ども手当にかかわる国負担、県負担、町負担の財源変更のための修正措置を行います。また、県営赤岩渡船県委託金並びに魅力あるコミュニティ助成事業助成金を追加いたします。

歳出では、邑楽館林医療事務組合負担金、中小企業制度融資事業補てん金、赤岩渡船に係るパート

職員賃金等を追加いたします。

また、災害対策事業として魅力あるコミュニティ助成事業助成金を追加するとともに、予備費を減額して収支の均衡を図りました。

詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） 議案第34号 平成22年度千代田町一般会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を申し上げます。

歳入歳出予算補正の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたします。補正予算の8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございます。1款3項1目軽自動車税に150万円追加いたします。これは、低燃費、低公害という流れの中で軽自動車への乗りかえが増えており、税の増加が見込めることから追加するものであります。

次に、13款国庫支出金、14款県支出金につきましては、子ども手当に係る国庫負担、県負担、町負担の財源変更修正を行うため、国庫負担金を4,183万4,000円減額し、県負担金を2,091万6,000円追加するものであります。ちなみに、町負担分につきましては、次のページになりますが、6月補正ということで財源がないことから、17款繰入金になりますが、財政調整基金から2,500万円の繰り入れを行いまして、県分と同額の負担をいたします。

また、1つ上になりますが、14款3項3目の土木費県委託金であります。県営赤岩渡船委託金として140万2,000円を追加いたします。

ページをめくっていただきたいと思います。12ページ、13ページになります。19款4項3目雑入は、魅力あるコミュニティ助成事業助成金ということで、13区において防災用資材を購入するため、宝くじ資金を助成していただくことになりました。これは100%の助成であります。

ページをめくっていただきたいと思います。次に、歳出でございます。3款1項1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計への負担金を77万1,000円追加いたしますが、これは収納対策のためのパート職員賃金に係る一般会計からの繰出金であります。

また、3目高齢者福祉費では、介護保険特別会計への負担金を12万5,000円追加いたしますが、これは介護給付費に係る繰り出しであります。

ページをめくっていただきたいと思います。次に、4款1項1目保健衛生総務費に372万7,000円追加いたしますが、これは邑楽館林医療事務組合負担金でありまして、館林厚生病院の耐震化に係る負担金であります。

ページをめくっていただきたいと思います。次に、7款1項3目中小企業制度融資費では、補てん金としまして小口資金に係る代位弁済が必要となりましたので、100万6,000円を追加いたします。

次に、8款2項5目渡船管理費に141万2,000円を追加いたします。これは赤岩渡船に係るパート職

員賃金の追加等であります。

ページをめくっていただきたいと思います。次に、9款1項4目災害対策費に魅力あるコミュニティ助成事業助成金を追加いたしますが、これは歳入の中で説明しましたとおり、13区において防災用資材を購入するための助成金であります。

ページをめくっていただきたいと思います。10款2項2目小学校の教育振興費並びに10款3項2目、中学校の教育振興費に教師用図書をそれぞれ追加いたしますが、これは需用費の印刷製本費から備品購入費に予算を移しかえたものであります。

ページをめくっていただきたいと思います。10款6項2目体育施設費ですが、役場の南にあります町民体育館と群馬銀行との境界に植えた樹木が大きく伸びておりますので、これを剪定するための予算を追加いたします。

ページをめくっていただきたいと思います。最後に、予備費を119万7,000円減額しまして、収支の均衡を図るものであります。

よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 19ページで中小企業制度融資事業ということで、代位弁済が発生したということですが、これについてできる範囲で内容説明をお願いいたします。

それから、21ページの魅力あるコミュニティ助成事業助成金で防災資材を購入するということですが、これについてもできる範囲で説明を詳しくお願いいたします。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 経済課長、椎名信也君。

[経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君）登壇]

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） 柿沼議員のご質問にお答えいたします。

中小企業制度融資補てん金100万6,000円の件でございます。千代田町小口資金制度におきまして、代位弁済が発生したというようなことでございます。この代位弁済制度は、千代田町小口資金制度融資促進条例に基づきまして、群馬県信用保証協会と町におきまして小口資金契約を締結しておるわけでございます。この契約によりまして損失補てん補償を行うものでございます。

内容につきましては、平成9年に設立されました建築工事業者に平成20年5月13日付で貸し付けいたしました小口資金で、貸付金額1,250万円ほどございましたが、そのうち代位弁済請求受付額1,006万4,000円の10%を町が補てんするというものでございます。従来ですと20%ということであったわけ

でございますが、無担保保険、経営安定関連特例によりまして10%となったということでございます。
よろしく願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） 魅力あるコミュニティ助成事業について内容説明を行います。

まず、この補助事業につきましては、財団法人群馬県市町村振興協会からの助成金をいただくものでありまして、説明の中でも申し上げましたが、この原資は宝くじの資金が原資になっております。申請者は、第13区、茂木区長であります。内容につきましては、地震、大火、その他の災害発生時において、地域の安全と生活の確保が迅速に行えるよう第13行政区が定期的実施する防災訓練で、必要な資材、機材を整備し、平時から住民の防災意識の啓発及び高揚を図りたいということで、防災資材、機材を整備するというものであります。

主な購入予定の資材、機材について申し上げます。防災用具を収納いたします防災倉庫、イナバ物置ですが、これが31万5,000円、そのほか発電機、コードリール、防犯用ハロゲンライトとか折り畳みリヤカー、救助工具、トランシーバー、簡単テント等、その他もろもろでございますが、こういったものを用意いたしまして、いざという防災のときのために備えたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） まず、代位弁済の件では、20年ごろ融資されたということなのですが、これは千代田町で各委員が審査しているわけなのですが、その点で経営努力にもかかわらず代位弁済が発生したということなのですが、このときのわかる範囲でいいのですが、審査意見というか、どういった感じで審査されたのかお伺いします。

それから、13区の防災訓練等のときの費用だということで、今後も自主防災組織をつくっていかなくてはならないわけですが、今後もこのような助成事業を使って、各区にこういった機材等を整備していく計画があるのか、2点お伺いします。

○議長（富岡芳男君） 企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） この事業につきましては、町のほうでこうなさいとかというのではなくて、あくまで地域で自主的に防災についての意識を高め、あるいはいざというときのために備えあれば憂いなしと、そういう対応をするという自発的な事業でございますので、そういう地域があれば、区長さんにもお話しして、ぜひ1行政区でも多くこういった事業を活用していただきたいと、町のほうではそういうふう考えております。

ただ、ちょっと心配なことがありまして、皆様もご存じかと思うのですが、最近まで行われておりました例の国の事業仕分けというのがございました。この事業仕分けの中で特に宝くじの収益金、財源について、どうも少し無駄が多いのではないかとというような鋭いご指摘もございまして、すぐにど

うなるかはわからないのですが、いずれにしても早い時期に方向性が変わる可能性もございます。ですから、事業が存続している間に、こういった事業を行いたいという地域があれば、町としても当然協力しながらやっていただこうと、そういうふうには考えております。

○議長（富岡芳男君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） ご質問にお答えいたします。

この貸し付けの関係でございますが、建築工事業者ということでございます。長引く不況から受注が減少して資金繰りが切迫してしまったというようなことでございます。返済履行できずに分割返済に遅延が生じたということでございまして、現在代表者の方は行方不明ということでございます。返済不能な状態であるため、やむなく代位弁済をするということでございまして、審査内容につきましては、お手元に資料がないものですから、答弁できないわけでございますが、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） ほかにありますか。

9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 補正予算第1号についてお伺いいたします。

先ほど、説明をいただいたのですが、13款、14款、それから17款、関連しているのかと思いますが、それについてなのですが、多分子ども手当というお話だったと思うのですが、それが前のあれですと全額国庫負担金と聞いていたわけなのですが、町のほうの基金繰入金、これが多少出ていると。どうということか、原資が足りないのか足りるのか、そういう質問なのですが、先ほど聞き漏らした点がありますので、教えていただければと思います。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

当初、子ども手当につきましては全額国庫負担ということで進んでまいりました。施行が4月1日ということで決まったのですが、その費用負担につきまして、従来の児童手当、例えばゼロ歳から3歳未満につきましては1万円、小学生が3歳以上第1子、2子が5,000円、そして第3子が1万円ということだったのですが、その中の負担割合というのが確定しておりまして、それを子ども手当にも充当するということになりまして、国庫負担が減ったわけです。中学生あるいは児童手当の所得オーバーしている方は請求なかったのですが、今回子ども手当につきましては所得制限もないということで、その部分につきましては全額国庫補助ということで内容が変わってございまして、今回4,183万4,000円の国庫負担が減額、そして児童手当相当分について、県費あるいは町の負担が生じたということになっております。

よろしく願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） 財源の問題であります。先ほど住民福祉課長から説明がありましたとおり、結局国のほうで財源が足らないと、そういう部分を地方に、今まで児童手当払っていたのだから、助けてくださいというようなことだと解釈いたしますが、まだ22年度が始まってやっと3カ月目に入ったところであります。6月補正といいますのは、財源がないのです。いろいろ検討したのですが、どうしても財源が見つけれなかったものですから、やむを得ず今回は財政調整基金のほうを取り崩させていただいて、その不足するところへ充当させていただくという対応をとらせていただきました。9月のまた補正も出てくると思います。そのときには、繰越金とか交付税も若干増えるかどうかわかりませんが、財源の確保が図れば、基金への繰戻し、こういったことも対応させていただきたいと思いますので、今回につきましてはご理解いただきたいと思います。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 平成22年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第9、議案第35号 平成22年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第35号 平成22年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に224万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億8,966万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入では、国庫支出金につきましては税軽減対応システム改修費に係ります特別調整交付金を追加し、県支出金につきましては徴収パート職員の賃金に係ります支援交付金を追加するものであります。

一般会計からの繰入金につきましても、徴収パート職員の賃金に係ります経費を追加するものであります。

次に、歳出ですが、総務費の総務管理費につきましては、国民健康保険資格に係る税軽減対応システム改修の委託料を追加するものです。

総務費の徴税費につきましては、国民健康保険税の賦課計算に係ります税軽減対応システム改修の委託料の追加並びに徴収パート職員に係ります賃金を追加するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 議案第35号 平成22年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

7ページ、8ページの事項別明細書をお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、3款2項1目の財政調整交付金の特別調整交付金に115万5,000円追加いたしました。内容といたしましては、平成22年4月1日施行となりました地方税法の一部改正に伴うものでして、4月20日の臨時議会におきまして、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分にご承認いただいておりますが、みずから望まない形で離職した方の国民健康保険税の軽減措置の算出に当たり、歳出におきまして税軽減対応システム改修費を計上させていただいておりますが、その経費に対する国からの交付金となっております。

6款2項2目の財政調整交付金の支援交付金に31万6,000円追加いたしました。この内容につきましては、歳出で計上させていただきましたが、町税を含めました国民健康保険税徴収パート職員を採用し、収納率向上の対策を図るものであります。国民健康保険に係ります経費が国民健康保険調整交付金として交付されることから、追加補正を行うものでございます。

9款1項1目の一般会計繰入金の事務費に77万1,000円追加させていただきました。この内容につきましては、ただいまの調整交付金に関連しておりますが、徴収パート職員の人件費を滞納分の調定額により賃金を国保会計分と一般会計分に案分いたしまして、県費補助金以外の一般会計に係る賃金と社会保険料を追加するものでございます。

次に、歳出ですが、9ページ、10ページをお開き願いたいと存じます。1款1項1目の一般管理費に電算業務委託料として31万5,000円追加するものでございます。補正の内容につきましては、失業

者の国民健康保険税の軽減対応システム改修費でして、失業者の資格情報に係る経費となっております。

軽減となります内容についてですが、平成22年度の課税分から対象となりますが、勤務先の倒産や解雇、事業所移転等に伴う正当な理由による退職等が該当し、対象者は平成21年3月31日以降に離職した方、離職時点で65歳未満の方、離職日以後国保以外の医療保険に加入したことがない方、雇用保険受給資格者証の理由欄に該当事項があることのすべてに該当する方が対象となっております。対象期間につきましては、離職した日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末の対象期間でして、つまり対象期間最長で2年となっております。平成24年度までの軽減期限となっております。また、軽減の内容につきましては、対象となる総所得のうち給与所得部分を100分の30の額で計算し、国保税の軽減を図るものとなっております。

なお、6月の「広報ちよだ」に掲載いたしましたので、後でご覧いただきたいと思っております。

次に、1款2項1目の賦課徴収費でございますが、共済費並びに賃金につきましては、国民健康保険特別会計の安定的な運営に資することも含めまして、未納世帯の徴収パート職員1名を新たに追加させていただきました。国保会計に予算計上することにつきましては、国民健康保険税収納向上対策として、国保税に係る部分につきましては県の財政調整交付金の対象であるものでして、採用は7月1日とし、1日6時間の勤務時間を予定し、勤務先につきましては税務課にお願いすることとなっております。

また、13節の委託料の84万円につきましては、失業者の国民健康保険税軽減システム改修費でして、失業者の軽減措置に係る税額計算の委託料を追加するものであります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 平成22年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第10、議案第36号 平成22年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第36号 平成22年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に100万円を追加し、歳入歳出それぞれ7億5,569万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入では保険給付費の増額補正に伴うものでありまして、国庫支出金の国庫負担金、国庫補助金、支払基金交付金、一般会計繰入金並びに基金繰入金をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出ですが、保険給付費の高額医療合算介護サービス費の支給開始に伴いまして、給付費を追加するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 議案第36号 平成22年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

7ページ、8ページの事項別明細書をお開き願いたいと思います。まず、歳入でございますが、3款国庫支出金から9ページ、10ページの7款繰入金につきまして、歳出で計上させていただいておりますが、高額医療合算介護サービスのサービス費の給付に伴いまして、その財源の計上となっております。

3款1項1目の介護給付費負担金20万円につきましては、給付費の20%の国庫負担金を計上、3款2項1目の調整交付金5万円につきましては、給付費の5%の国庫補助金を計上、4款1項1目の介護給付費交付金30万円につきましては、給付費の30%の支払基金交付金を計上、5款1項1目の介護給付費負担金12万5,000円につきましては、給付費の12.5%の県費を計上させていただきました。

7款1項1目の介護給付費繰入金12万5,000円につきましても、給付費の12.5%の町一般会計繰入金を計上、7款2項1目の介護保険基金繰入金20万円につきましては、給付費の20%が介護被保険者

分の財源負担割合となっております。千代田町介護給付費準備基金の一部を取り崩しにより、歳入歳出の均衡を図るものでございます。

次に、歳出でございますが、11ページ、12ページをお開き願いたいと思います。2款6項1目の高額医療合算介護サービス費に100万円追加するものでございます。補正の内容につきましては、高額医療、高額介護合算療養費制度が平成20年4月に設けられまして、対象期間が本来平成20年8月1日から平成21年7月31日までの1年間ですが、支給開始の初回にあっては、平成20年4月から平成21年7月31日までの16カ月となっております。後期高齢医療との高額合算介護サービス費であります。当初平成22年3月末の支払い予定で、3月議会におきまして補正のご承認をいただきましたが、当初のスケジュールがずれ込みまして、6月末の支給の支払いとなり、今回改めまして計上させていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 平成22年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第11、議案第37号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第37号 町道路線の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、舞木土地区画整理事業の事業計画の変更に伴い、地区除外になった旧道について、お手元にお配りした資料の廃止道路網図に赤色で着色された町道1―285号線につきまして、換地の変更を行うために道路法に基づき廃止するものでございます。

よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 町道路線の廃止について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時12分）

再 開 （午前10時23分）

○議長（富岡芳男君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第12、議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第38号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年度の千代田中学校に引き続き、本年度は東西小学校の屋内運動場の耐震補強及び大規模改造工事を実施するもので、そのうち建築工事について、工事請負契約額は5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この議案第38号につきましては、東小学校屋内運動場の耐震補強及び大規模改造工事に係るものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 議案第38号について詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、町長が申しあげましたとおり東小学校屋内運動場の耐震補強工事及び大規模改造工事を実施するもので、先月入札審査会において、経済状況を考慮し受注機会の拡大を図るため、電気設備工事を分離発注し業者を選定していただき、5月25日に5社による指名競争入札を行い、お手元の議案書のとおり建築工事について落札となりました。

工事内容につきましては、躯体の補強工事としまして、既存のエクソ型ブレース8カ所、これについてはもっと太い鉄骨のブレースにつけかえをしまして、その鉄骨を支えている基礎部分も8カ所補強いたします。また、大規模改造工事としましては、屋根の傷みが激しいため、全面ふきかえを予定しております。外壁は防水塗装し、内壁は中学校と同じくシステム壁に張りかえ、床につきましても、傷みが激しいため張りかえを予定しております。その他トイレ、更衣室、玄関等の改修工事も予定しております。電気設備工事は別発注で入札を行いまして、工事内容としましては、電気幹線設備の工事を初め、照明器具の交換、コンセント、放送設備、自動火災報知機設備改修等を予定しております。

工事の実施に当たりましては、学校の授業や生徒の安全を十分考慮し、夏休み期間に集中工事を行います。屋根のふきかえ工事に1カ月程度かかりますので、その分工期が長くなりまして、10月末完成を予定しております。そのため、学校行事や社会教育団体の利用等について十分調整を図ってまいります。

参考までに指名業者を申し上げますと、河本工業株式会社、株式会社関口建設、株式会社徳川組、本田建設株式会社、新和建设株式会社、計5社でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、高橋純一君。

[2番（高橋純一君）登壇]

○2番（高橋純一君） 何点かちょっと確認したい部分がありまして、去年のたしか7月のときも同じような話が出たと思うのですけれども、まず建設業法、品格法、下請法、この3点は抵触していないか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それと、先ほど言った5社指名ということで、今回関口建設ということで地元の大手の建設屋さん
が落札したということは、地元の保護、育成という部分でも非常によいことだと私は思っておるの
ですが、今言った3点、これをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 総務課長兼企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） 入札審査委員会におきまして審査したものでありまして、
抵触はしていないということであります。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 予定額と、落札額はここにありますが、予定額のほうを、金額のほうをち
よっと教えていただけますか。設計額でも結構です。

○議長（富岡芳男君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） お答えいたします。

東小学校大規模工事、手元にある資料が建築工事と電気工事を含めた数字が手元にありまして、そ
れですと1億4,551万7,415円となっております。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 今年のたしか7月のとき、締結の案件が出たときにもおっしゃったと思うの
ですけれども、建設業法に事前公表、金額を、したかしないか。これで、予定額、設計額のパーセン
トが変わってくる部分があります。それも含めて、これは85%以下というのは抵触してしまうのです。
私は、そこまできょうは言わないですけれども、いずれにしてもなぜこれを言うかと申しますと、町
長よく聞いてください。幾らいい予算を我々議会が12名が組んで、それを通して、それで落札をして
やる。商品を提供するわけです。提供するにつけて、ある程度やっぱり法規制がしてあるわけです。
例えば前回もあったのですけれども、それ以下でもし落札をして製品をつくるということになると、
いい製品ができない。その部分に、今度品格法というのがかかってくるのです。いい製品ができない。
例えば、物で言えば欠陥です。そういう部分がありますので、その辺を十分、田島課長なんか十分承
知だと思うのですけれども、その辺をよく各課長さん勉強していただいて、今後もそういう案件に関
してはやっていただければと思うのです。

最後に、指名業者の件なのですけれども、今回5社指名ということなのですけれども、昨年も同じ質問
したのですけれども、県の指名のランクづけにのっとって指名していると。次の案件にもかかわって
くることなのですけれども、指名業者の選定というのが、指名基準というのが何かあるのだと思うの
ですけれども、県のランクづけが、今22年、23年度を反映するわけです。今年の4月1日からです。
そうしますと、次の案件とちょっとダブってくる部分もあるのですけれども、5社、5社の指名で、
東、西が5社、5社指名です。その中で、例えば両方に入っている方が何社かいると思う。1カ所し
か入っていないのもいると思うのです。その辺の選定方法というのはどのようにしたのですか、それ

をお聞かせ願えればと思います。

○議長（富岡芳男君） 総務課長兼企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） 入札審査会に係る分は私の所管になりますので、答弁させていただきます。

今回の工事の業者選定についてでありますけれども、5月12日に入札審査会を開催いたしました。今回は東小学校と西小学校の屋内運動場を同時に工事発注するというふうなことで、建築でAランクの業者5社以上の指名という条件がございます。極端に言えば、10社も20社も指名するのも一つの方法なのでしょうけれども、同一業者で、まるっきり同じ業者で2つの工事に指名するというのも一つあるかとは思いますが、しかしながら、やはりそういうことはないでしょうけれども、メンバーが同じということになりますと、はかり得ぬ事態を招くこともあるかもしれません。そういったこともありまして、同一メンバーではないという考慮もしてございます。審査会の中でそういう協議になりました。

考え方としましては、地元を含めた邑楽郡内の業者を基本にいたしまして、東小学校につきましては東部地区ということもありますので、館林館内の業者も含めて5社。西小学校につきましては西部地区ということもありますので、太田管内の業者も含めて5社としております。

それと、業者の格付の話なのですが、以前にも別の場所でちょっとお話ししたような気もいたしますが、本町には県と違って専門的な技術者がおりません。そういった事情から、選定に当たっての評価というのですか、総合評価点数を出す上での主観数値、客観数値につきましては、これは経営診断で出てくる数字ですけれども、主観数値につきましては、その自治体、発注する自治体独自に評価をいたしまして、本来決めるべきものであります。土木工事につきましては、それなりに町として点数をつけておりますけれども、建築については専門家がいなく、そういった知識、経験もないということから、現在のところはついておりません。

しかし、今後工事の完成を見て、やはりそれなりに町として基準にのっとってつけていこうと、そういう話も現在しているところでもあります。ただ、最近この耐震補強工事については、県、市町村とも多く工事が行われておりまして、しかも専門家のいる県の工事においてAランクの評価を受け、県の耐震補強工事の入札に指名参加し、落札した実績のある業者もおります。そういったことも十分評価いたしまして、今回の指名を決めたというふうなことでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（富岡芳男君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 先ほど、設計額を申し上げましたが、ちょっと取り違えてしまいまして西小の数字を申し上げてしまいましたので、訂正しておわび申し上げます。

東小につきましては、建築工事で1億3,300万953円です。大変申しわけありませんでした。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第13、議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第39号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号につきましては、西小学校屋内運動場の耐震補強及び大規模改造工事に係るもので、そのうち建築工事については工事請負契約が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 議案第39号について詳細説明を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第38号の東小学校の屋内運動場に続きまして、西小学校の屋内運動場の耐震補強工事及び大規模改造工事に係るものです。東小学校と同様に、先月5月25日に5社による指名競争入札を行いまして、お手元の議案書のとおり建築工事について落札となりました。工事内容につきましても、東小学校と同様となっております。躯体の補強工事、既存のエクソ型ブレース8カ所、それとその基礎部分について補強いたします。大規模改造工事につきましても、屋根の全面ふきかえ、外壁の防水塗装、内壁のシステム壁のはりかえ、それから床の張りかえを予定しております。その他

トイレ、更衣室等の改修工事を行います。電気設備も別発注で改修いたします。

工事の実施に当たりましては、先ほどの東小学校と同様に屋根のふきかえ工事で1カ月工期が延びますので、10月末を完成予定としております。

参考までに指名業者を申し上げますと、石橋建設工業株式会社、大澤建設株式会社、株式会社徳川組、本田建設株式会社、新和建设株式会社、以上5社でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、高橋純一君。

[2番（高橋純一君）登壇]

○2番（高橋純一君） 耐震補強も早期発注で非常にいいことだと思っておりますけれども、先ほどの続きになってしまうのでも、2社と1社の指名の違い、県のほうのランクづけ、建築のほうのランクづけ、何年度を反映しているか。

それと、町でもし主観的点数の何かあるのであれば、それをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 総務課長兼企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） 町の審査会におきましては、千代田町建設工事請負業者選定要領をもとにランクづけ、指名を行っております。その中の第5条に級別の格付基準があります。建築工事業者につきましては、Aランクは850点以上、Bランクが850点未満となります。ですから、極端な言い方をすれば、点数が850点を超えていれば、町としてはAランクにできるという考え方があります。

ただ、客観数値というのは、当然前年度の工事实績、請負額の影響を受けるわけでありまして。ということは、売り上げといたしますか、工事实績が景気が悪くて減ってくれば、当然点数も下がってくると、これは否めないところであります。そういった中で、主観数値につきましては、今まで何回も申し上げておりますとおり基準的にはあるのですが、今までやってこなかったと、評価してこなかったという部分があります。

今後につきましては、先ほど言いましたように検討して、なるべく入れていきたいというふうに考えておりますが、ただ、今回当然何を基準にとれば、県のランクづけ、これは当然参考にしないではいけません。ですから、1つは先ほど言いましたように850点を経営診断で超えているか超えていないか、これが1つ。それと、県のランクづけが、つまり主観数値が入って、それが850点を超えているか超えていないか、そういったことも参考にしようということに今回なりましたので、客観数値だけでは850点にわずか届かない業者も、主観数値が入って850点以上になっている業者がおりまして、そういったものも地元ということで、県のAランク、つまり町のAランクには相当するものであろう

と、そういったことで評価して入ったと、そういうふうにご理解いただければと思います。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 県のランクを反映すると、そのほかにまたいろいろな部分を客観的点数を考慮して850点以上ということだと思えるのですけれども、850点以上の業者が1本入って、850点以上の業者が2本入っていると、この違いをちょっと説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 総務課長兼企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） ただいまの質問は、東小学校の工事と西小学校の工事で異なる部分についてのお話だと思います。これにつきましては、先ほども言いましたように東部地区におきましては館林方面のことも考慮して、西部地区については太田方面も考慮してという考えは説明いたしました。それと、やはり今までにおける耐震補強工事の実績等考慮しております。ただ、余りにも大手ばかりが入ってきますと、やはりいろいろ力関係といえますか、規模関係といえますか、会社の、もあるでしょうし、いろいろな部分で考慮して、そういった5社ということで判断をしたということでもあります。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 最後に、1点だけ町長に伺いたいのですけれども、今までの流れを聞いてまして、極めてグレーゾーンというのが物すごくあるのだと思うのです。そう考えますと、850点以上の業者が東、西両方あるのですけれども、本来でしたら地元が850点以上の業者が2社いるわけですから、両方が2本入るのが普通の話かなと私は思っているのです。極めてグレーゾーンもあるわけですから、そういう部分では片方が2本、片方が1本、この辺の違いというのは私はどう考えても平等、公平、きのうもちょっと質疑しましたけれども、町長の理念に反していないのかなと思うのですけれども、町長1点だけ、それだけお聞かせください。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

本音の話しかできないので、お話しいたします。実は、2つ大きい工事が入ったわけです。そういう中で、できれば地元の業者育成ということで地元の業者にとっていただきたいというのが、私はそういう考えは本音の話であります。そういう中で所管の方と協議して、そういう業者選定をしたわけです。ですから、グレーゾーンと言われるとちょっとあれですけども、見えるかもしれませんが、入札ですから、だれがとるかというのがわからないですよ、これは。当然5人の人でとるのであります。ですから、私のほうではそれは全然関知できないところありますから、とにかく一人一人に分けてやれば、一生懸命頑張ってくればとれるのではないかというふうに、自分自身はそう思った形をとりました。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 総務課長兼企画財政課長、川島賢君。

○総務課長兼企画財政課長（川島 賢君） 高橋議員の質問の趣旨はよくわかりました。今後審査会においても、今言われたようなことを十分検討しまして、公平性をより高めたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第14、同意第2号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第2号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月16日をもって任期満了となります川島祥三氏を引き続き公平委員会の委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

川島祥三氏は3期、12年にわたり本町の議会議員として活躍された方であり、地方自治並びに人事行政に豊かな見識をお持ちであり、平成20年4月から公平委員としてご活躍いただいております。よって、再度公平委員として選任いたしたく提案させていただきました。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

同意第2号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第15、同意第3号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 同意第3号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、任期満了に基づき固定資産評価審査委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

石川修氏は、今までに第9区区長並びに町区長会長として活躍され、地域においては常にリーダーとして広く活躍されており、固定資産評価審査委員として適任者でありますので、再度選任いたしたく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第3号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第16、同意第4号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第4号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、任期満了に基づき固定資産評価審査委員を選任するについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

坂本松夫氏は、長年役場職員として町行政の発展に尽くされ、退職後も地域においては常にリーダー的存在で広く活躍しております。また、市街化区域内にも多くの土地を所有しており、固定資産評価審査委員として適任者でありますので、選任いたしたく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 先ほど、町長から説明がありましたが、市街化区域の方から委員が選任されたのは久々であります。市街化区域に住む方の声を審査委員会で発言していただくことは、非常に重

要なことかと思えます。そういった意味で、そういった市街化区域の方を委員に選ぶということ、今後も考慮が大事だと思えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

今後、そういうことについても検討してまいりますので、ご理解いただければと思えます。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑ありますか。

[[なし]という人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第4号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第17、同意第5号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第5号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現職の田村委員が任期満了に伴い退任されるに当たり、教育行政に影響のないように、後任に荒井幸夫氏を任命するものであります。

荒井氏は、昭和46年より埼玉県の小学校で教壇に立たれ、主に埼玉県北部の小学校を歴任され、教頭職を務めた後、北埼玉教育事務所に入職されております。また、茨城大学において、社会教育主事

も取得しております。平成11年より校長職につかれ、平成20年3月、定年退職されています。その後、平成21年2月26日より、千代田町教育委員会の事務事業を点検評価する外部評価委員を務められ、県外での教職経験を生かし、外部からの違った角度から本町の教育行政を点検評価していただき、本町の教育行政も熟知しており、教育委員に任命いたしたく提案するものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第5号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（富岡芳男君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから16日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） ご異議なしと認めます。

よって、16日まで休会といたします。

なお、14日月曜日は総務文教常任委員会、15日火曜日は福祉産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時より開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○散会の宣告

○議長（富岡芳男君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時06分）

平成22年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成22年6月17日（木）午前9時開議

（その1）

日程第 1 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

日程第 2 閉会中の継続審査の申し出

（その3）

日程第 3 閉会中の継続審査の早期完了について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	襟川仁志君	2番	高橋純一君
3番	金子孝之君	4番	川田延明君
5番	福田正司君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	細田芳雄君
9番	黒澤兵司君	10番	青木國生君
11番	坂本金光君	12番	富岡芳男君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
教育長	松沢義文君
総務課長兼 企画財政課長	川島賢君
税務課長 町民税係長	荒井稔君

住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	荒井和男君
経済課長 兼農業委員会 事務局局長	椎名信也君
建設水道課長	田島重廣君
会計管理者 兼会計課長	野村耕一郎君
教育委員会 教務局長	高橋充幸君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	坂本道夫
書記	小林良子
書記	宗川正樹

開 議 (午前 9時05分)

○開議の宣告

○議長（富岡芳男君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第2回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（富岡芳男君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長、合併問題調査特別委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、合併問題調査特別委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長、合併問題調査特別委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○日程の追加

○議長（富岡芳男君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○閉会中の継続審査の申し出

○議長（富岡芳男君） 日程第2、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、総務文教常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。総務文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○動議の提出

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

〔9番（黒澤兵司君）登壇〕

○9番（黒澤兵司君） 今、閉会中の継続審査の申し出ということで、総務文教ご承認いただきました。私も委員として御礼申し上げるところでございます。

その中で動議を提出したいということでございます。閉会中に常任委員会で付託された案件でございます。商業施設進出に伴い「主要地方道足利・邑楽・行田線」に横断歩道橋の設置を求める意見書採択についての請願の件についてでございます。議会規則第46条第1項の規定により、この調査をできるだけ早くやってもらいたいという動議でございます。お諮りください。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 10番、青木國生君。

〔10番（青木國生君）登壇〕

○10番（青木國生君） ただいま黒澤議員から動議という形で、継続審査の早急なる審査を求めるといふ発言がございましたけれども、この件につきましてはただいま継続審査ということで、本会議の中で続けて審査するというところでございます。また、ただいまのは本会議の発言ではなく、総務常任委員会の中で発言すべき事項と思っておりますので、本会議としては不問に付すべきではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（富岡芳男君） ただいまから暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時12分）

再 開 （午前 9時13分）

○議長（富岡芳男君） 休憩を閉じて再開いたします。

まず、9番、黒澤兵司君の動議に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（富岡芳男君） 今の動議は成立しました。

改めて暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時13分）

再 開 (午前 9時46分)

○議長(富岡芳男君) 休憩を閉じて再開いたします。

○日程の追加

○議長(富岡芳男君) お諮りいたします。

閉会中の継続審査の早期完了の動議について、日程に追加し直ちに議題とすることについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長(富岡芳男君) 挙手多数であります。

よって、日程を追加し、直ちに議題とすることは可決しました。

暫時休憩します。

休 憩 (午前 9時46分)

再 開 (午前 9時47分)

○議長(富岡芳男君) 休憩を閉じて再開いたします。

○閉会中の継続審査の早期完了について

○議長(富岡芳男君) ただいまお手元に配付しました議事日程表により、日程第3、閉会中の継続審査の早期完了についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

9番、黒澤兵司君。

[9番(黒澤兵司君)登壇]

○9番(黒澤兵司君) 第3、閉会中の継続審査の早期完了についての説明でございます。

この件は、平成22年請願第4号 商業施設進出に伴い「主要地方道足利・邑楽・行田線」に横断歩道橋の設置を求める意見書採択についての請願の件についてでございます。

請願内容については配付されておりますので、皆さんがご理解していただいていると、こういうふうに思います。内容を読んでもいいのですけれども、時間が経過するのが次の進行に差し支えますので、朗読は差し控えさせていただきます。

この件につきまして、継続審査を採択した理由、これは委員会のほうでは、協議内容は公表しなくてもいいような解釈をしているわけであります。私の意見といたしましては、横断歩道橋設置について町や町民、これはお金の負担がかからない。ですから、何の障害もないということ、それが1つです。もう一つは、人命尊重であり、交通弱者への対応が急務と思われれます。死亡事故等が起きた場合の責任は、総務文教常任委員会、これが預かりになるわけですが、継続審査にしたことで責任団体の

預かりとなるので、責任をとれるか、こういうことが懸念されるわけでございます。

また、通常ですと議会規則第73条、いろいろありまして、議長に通知しなければならない、こういう規則がございます。議長はどういう報告を受けたのか。本来ですと、議決案件でありませんが、説明するのが筋ではないかと、こういうふうに思いますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 暫時休憩をいたします。

休 憩 （午前 9時51分）

再 開 （午前 9時51分）

○議長（富岡芳男君） 休憩を閉じて再開いたします。

黒澤議員に申し上げます。今の議論は、提案理由の説明でありますから、私のほうの説明は控えさせていただきます。

それでは、説明が終わりましたので、提案者に対し質疑を許します。質疑はございませんか。

5番、福田正司君。

[5番（福田正司君）登壇]

○5番（福田正司君） 何かこの手の問題を執行部に向かって質問するのも変な話だと思いますけれども、また執行部の方も質問を聞いても大変だと思いますが、許してください。

動議ですから、規約的には賛同者がいれば成立します。動議が出た以上、日程追加もやむを得ない、そういったことを念頭に置きながら1点だけ請願者のほうに質問させていただきたいと思います。

本請願につきましては、総務文教常任委員会に付託をされまして、該当委員会で慎重な議論、論議を行って、その結果結論に至らず、このままもっと資料を集めて継続的に調査をして結論を出そうと、そういった結論になったふうに思います。当該委員会でない私が、それに対してあれこれ質問をするべき問題ではないと思いますが、特に紹介議員であります黒澤委員につきましては、当該委員会の論議の中に加わっていた委員というふうに思います。なぜこういった問題を所管の委員会、請願の審査の中で話をせずにこの本会議に持ち込んだか、そういったところを1点お伺いをしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 先ほどの質問にお答えいたします。

今、福田議員から質問がございました。私は、総務文教常任委員の委員であります。内容を申し上げますと、町先の例集等でございます。紹介議員は、その委員会において説明すると、こういうふうになっております。委員会の協議になりましたらば、他の委員会の委員は退席をするというふうに私は理解しています。私は紹介者でもありますし、それから総務文教の常任委員でもあります。ですか

ら、紹介議員だから協議にかかわってはいけない、それはそのとおりでございます。ですけれども、委員長から一応退席されました。ですから、私は常任委員に入っていますので、委員会の席には戻ってもよろしいと。ただし、議決、こういうものはやっていけないと、こういうふうに私は理解していますので、そういうふうにお答えいたします。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） 議決に加わるとか加わらないとか、そういうことをお伺いしたのではないのですが、大体意図はわかりました。

ただ、一言私が総務文教常任委員会の委員でない人間が言わせていただければ、この問題については総務文教常任委員会に責任を持って付託して、責任を持ってそこで論議をしていただいた内容でありますので、委員会の決定事項に対して、我々別の委員会の人間がいろいろなものを言うというのはちょっと違うのかなというふうにも思います。委員会の決定事項を遵守というのですか、尊重して我々はいたいと思います。そういったことを踏まえて提案者にお伺いをしたいと思います。

これは、先ほどもお伺いしたのですが、委員会のほうに持ち込んで、委員会のほうでこういった論議をしていただくと、そういうことではまずかったのでしょうか、1点お伺いします。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 福田議員に答弁申し上げます。

提出者は、議長あてに提出をした書類でございます。ですから、私、正常からいけば、議長が委員会に付託すると。先ほども言った議会規則73条というのがあります。これによりますと、委員会から議長に報告があるということだろうと思います。委員会云々ではなくて、私は議長にその説明を求めるのが一番だろうと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 黒澤議員に申し上げます。

今、閉会中の継続審査の早期完了について動議について審査しておりまして、私が報告するとかそういう議題ではございません。ですから、この席で説明することは控えさせていただきます。

5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） 何回質問してもお答えをいただけないということで、3回目になってしまったのですが、要は委員会の決定事項というのを尊重していかないと、委員会のあり方というものが崩れてくると、そういった部分にかかわってくると思います。それをこの場でいろいろ論議をする部分ではなくて、できれば委員会を開いていただいてやっていただければと思います。まして、この議会においては、閉会中の継続審査の申出書について異議ございませんかという異議なしの後の問題でありますので、ぜひ速やかな対応をお願いを申し上げて終わりたいと思います。

ただ、一言最後に質問させていただくのは、紹介者の方にぜひ委員会でもう一度やる気はあるのかどうか、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 今質問がありましたやる気があるかどうかと、こういうお話ですけれども、先回の常任委員会では排除されたと、退席されてしまったということで、またその内容は先ほども述べたとおりであります。

それから、今出たのですけれども、閉会中の継続審査の早期完了についてということで、今質問していることが、私は非常に理解できない面があります。

以上です。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑ありませんか。

2番、高橋純一君。

[2番（高橋純一君）登壇]

○2番（高橋純一君） 総務常任委員会の私委員長を務めまして、先ほど46条の早くやっていただきたいという指摘、黒澤議員のほうからお話があったのですけれども、先ほどもちょっと黒澤議員のほうからお話があったように、排除されたわけではないのです。継続で審査するというのが委員会の決定でありまして、早くやっていただきたいと、これは我々も望むところなのですけれども、委員会の決定で継続審査ということが決定されております。そういう部分では、委員会のほうで継続審査ですから、審議ですから、排除したわけではありません。また後日委員会を開いたときに、これも継続で議案にのせてやっていければと思っております。

それと、先ほど言った73条の議長に報告するというのがございましたけれども、これは委員会のほうから、委員会終了した段階で議長のほうに報告してありまして、ですからきょうここに継続審査ということで議案が出ているのだと思います。報告のほうは、委員会のほうもいっております。もちろん議長のほうも、こういう形で報告しているのだと私は認識しております。

そういう部分で、質問なのですけれども、これを継続審議ということで委員会のほうでやっておるのですけれども、誤解を招いてはいけませんけれども、これは終わりではないのです。これからまた委員会で継続をしていくということなのですけれども、そのところの黒澤議員のほうの認識のほうをひとつお願いいたします。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） お答えいたします。

高橋総務文教常任委員長の件につきましてお答えいたします。私が思うのは、常任委員会、非常に

まじめに取り組んでご審議、またそういったことをやっていただいて、心から感謝申し上げるところでございます。ただ、私が言いたかったのは、非常に町や町民がここにはお金がかからないということが第一義であります。前も言いました人命尊重であり、これをできるだけ早く採択していただければ、責任感も常任委員会になると、こういう非常に利点、メリットがあると、こういうことですので、できるだけ慎重審議をやっていただいて、常任委員会で一日も早く採決していただければということが私の願いであります。また、紹介者としての責任もあろうかと思しますので、ぜひよろしくお願ひしたい。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） くだいようなのですけれども、できるだけ早くやるように、委員会のほうは継続審査ということで結論がただいま出ておりますので、これもまた次の委員会のときに継続審査するように、きょう議会のほうに提案をさせていただきました。私の委員長とすればそういうことなのですけれども、それに対して認識がちょっと私の認識と違う部分があるかもわからないのですけれども、私が認識しているところは、委員会で決まったことが継続審査ですから、これも委員会とすれば、早くまた次の審査をして答えを出したいということでもあります。

以上です。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑はありますか。

8番、細田芳雄君。

[8番（細田芳雄君）登壇]

○8番（細田芳雄君） 閉会中の継続審査の早期完了についての申し出を黒澤議員さんが動議で出して、これを求めているわけなのですけれども、これについてこの本会議でやって、何を結論を求めたいのか。また、総務文教常任委員では継続調査にすることが決定したらしいので、その中では黒澤議員はやれないと思っているのかどうかお伺ひしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 細田議員の質問にお答えいたします。

常任委員会でできないとかできるとかいう質問もありました。当然、こういうふうに議運のほうでやってきたわけです。そういうふうに委託先が決まり、いろいろ問題があったわけなのですけれども、当然私も紹介者ですから、どんな方法でも結構です。早く決めていただきたい、これが私の希望であります。また、常任委員長が言ったとおり、一生懸命やってくれと、こういうありがたいお言葉を受けましたので、ぜひ皆さんも協力して早期実現に向けていただきたい、こういうことが私の願いであります。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 8番、細田芳雄君。

○8番（細田芳雄君） 黒澤議員にもう一度お尋ねします。

総務文教常任委員会ではこれは審議すべきでしょうと議運で決めて、そこへ付託したわけなのですが、私が黒澤議員に聞きたいのは、動議でどうしてこの本会議でやらなくてはならなかったのかということ、常任委員会で審査するものは常任委員会でやるべきであって、本会議でやれば早く進むかもしれないとか、皆さんに知らせたいとかという考えは、それは間違っているとは思いますが、本会議でやるべきものと常任委員会でやるべきものはおのずから分けてあるので、議会の進め方として、私はこれは本会議でやるべきものではなかったのだと思うのですが、黒澤議員さんはそのような考えは持てなかったのかどうかお尋ねします。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 細田議員の質問にお答えいたします。

方法論を一応言っていました。私は、何回も言っているのですが、お金もかからない、何も迷惑がかからない。また、一方にしては、交通事故で子供が死んだときにだれが責任を持つのか、反問権はないのですが、本当は聞きたいです、それが。ですから、継続審査になって最低限のあれはやっていただいたのですが、先ほどから言っているように一日も早くこれを採択してもらえればありがたいと、こういう趣旨でございます。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 8番、細田芳雄君。

○8番（細田芳雄君） 金がかからないというのは、何に金がかからないのだから私はちょっとそこはわからないのですが、何を意味しているか。私が言いたいのは、議会ですから、決まりに沿ってやったほうがいいのではないかと、これを黒澤さんに聞きたいのです。何でもいから自分が進んでいるほうへ進んでいけばいいのだという、そういう考えでいると、会議の仕方がめっちゃめっちゃになってしまうのではないかと、このように思うのですが、私はそっちから黒澤議員さんに質問しているわけ。やる方がいいだろうというのわかって、いいことをやるのならば、手段を選ばないという、決まり事がごちゃごちゃになってしまうのではないかと、この考えで質問しているわけ。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 細田議員の質問にお答えいたします。

私が勝手にやっているようなあなたは発言をしていますけれども、私は議会規則に沿って手続をしているわけです。

以上です。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑はございませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 閉会中の継続審査の早期完了について質問いたします。

先ほど、総務委員長から黒澤議員へ回答がありまして、9月定例会までには何回か会議を開いて検討するというようなお話がありました。それで済む話なのですけれども、そういったことが事前に黒澤委員のほうに話があったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 柿沼議員の質問にお答えいたします。

これは常任委員会終了間際、継続調査決まったときに常任委員長からそういう報告がありまして、継続すると、こういうふうになりましたので、お答えいたします。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） そうしますと、9月定例会までには結論を導き出すための会議を開くという感触はあったのかどうか、再度お聞きします。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 柿沼議員の質問にお答えいたします。

総務文教常任委員会では一応継続審査ということで、期限については説明はなかったです。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） そうしますと、期限がはっきり言われなかったという点でこういった形になったのか、再度お聞きします。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 当請願については、非常に危険度が高いところもありますし、そういうことで私の気持ちとしては、早期に採択していただける。県のほうはどうのこうのあろうかと思います。担当部署は違いますので、町の議会としての優先順位を早目にしてもらいたい、こういう気持ちであります。

以上です。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑はございませんか。

10番、青木國生君。

[10番（青木國生君）登壇]

○10番（青木國生君） この案件につきまして、ただいまいろいろ質疑ございましたけれども、一口に言えば、先ほど福田議員さん並びに細田議員さんが発言したことに尽きるというふうに思います。なぜ委員会が開かれて3日しかたたない今、早急に結論を出すというような動議が出されたのか、私は理解に苦しむところでございますが。

また、先ほど動議に対して2名の同調議員がおられました。その1名は監査委員でございますが、本来は動議提出者の黒澤議員に質問する場ではございますけれども、あえて総務文教常任委員会の審議内容等について触れて、皆様のご理解をいただきたいというふうに思います。

この問題のそもそもの始まりは、議会先例集では……

[「議長、異議あり」と言う人あり]

○10番（青木國生君） 大事なことですから、私たちも今黒澤議員さんの発言に対しては耳を傾けてきましたので、ぜひお聞きしていただきたいと。もともとは……

○議長（富岡芳男君） 青木議員に申し上げます。質疑ですので、簡単に。

○10番（青木國生君） はい、わかりました。はい。それでは、結局常任委員会の中でお聞きしました点につきまして、黒澤議員にお聞きします。

1点は、ただいま金はかからないのだから、何が何でもつくれというようなお話でございましたが、議会は一般人ではございません。やはり内容を精査して、議会が意見書としてまとめるのにふさわしい内容でなければ、採択すべきではないというふうに私は基本的に考えております。請願の中で黒澤議員さんは紹介者であり、また実質的な請願者であったというふうに私は解釈しております。あの審議の中では、実際にそれではあの歩道橋、現況は横断歩道でございますが、歩行者、交通量についてお聞きしましたが、はっきりとお答えはいただけませんでした。

また、町が現在ジョイフル本田進出の、野本歯科医院さんの前あたりにもう既に道路ができまして、あとは信号と横断歩道ができるのを待つばかりですけれども、この時期になぜあえて現況の押しボタンつき信号機のある横断歩道のそばに横断歩道橋をつくるという請願が出されたのか。また、歩道橋が設置された場合には……

○議長（富岡芳男君） 青木議員に申し上げます。今は閉会中の継続審査の早期完了についてですから。

○10番（青木國生君） 今、それについて。この件につきまして継続とした理由について、私は黒澤議員並びにほかの議員さんにも理解をしていただきたいというふうに、あえて発言しております。歩道橋ができた場合に、現状の横断歩道、押しボタンつきの横断歩道が廃止される可能性が、当然算が大だと。そのことに対して請願者である紹介者であります黒澤議員からは、何らはっきりしたご返答がいただけませんでした。そこで、やはりもっとそのためにはきちんとした議会としての意見書をまとめるためには、もっと調査、研究する時間が欲しいのではないかとということで継続審査にしたと

いうことをごさいます。ですから、その辺につきましてぜひ理解をしてほしいと思いますが、黒澤議員さんのほうから、その辺につきましてご返事いただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 青木議員の質問にお答えいたします。

今ここでやっているのは閉会中の継続審査の早期完了についてということで、委員会の云々、金が云々ではなくて、本来は早期完了についていろいろ審議していただくのが筋ではないかと私は思います。

1点目、何が何でも黒澤が早くつくれと、こういうことは言っておりません。必要だから、早くしたほうがいいのではないかと。見ていただければわかると思うのですが、目の見える方でしたら。ですから、別につくるつくらないは常任委員会の決議ですから、私はそれには逆らえませんが、そういうふうな採択を早く進めていただきたいと。私としては、先ほどもずっと言ったようにお金はかからないし、いろいろもろもろを言ったわけです。

それから、人数云々だと言っていますけれども、常任委員会で付託されてそのまま持っていて、何か事故があったときに、その常任委員会が責任が持てるのか、こういうことであります。持っていたくのでしたら、私は2年かかろうと3年かかろうと、それは私の出る幕ではないので、そうお答えさせていただきます。

それから、時期についてですが、この歩道橋の問題は過去何十年も続いていることであります。いろいろこれは条件があったと思います。県のほうもそうだったと思います。町の事業ではないので、県のほうからのいろいろな問題が指摘されたのだと私は思います。しかし、ここにジョイフル本田が来年4月ですか、オープンするというので、非常に交通量が増える。そういう中で、今よりはもっと危険になるという状況に入ると思います。もう一つ言わせれば、歩道橋ですが、どういう形をつくるだの何だのというふうなことは私は言えません。つくっていただけるのなら、県のほうで考えて一番いい方法でいい。これは文句は言いません。

それから、青木委員が言っていました。あそこは農耕車だとか人が通るわけです。障害者も通るかと思えます。ですから、歩道橋、あそこには限定しないのですけれども、歩道橋もあり押しボタンもつけて両建てでやってもらえば、非常にベターではないかというのが、私と、それから提案者の考えであります。

以上です。

○議長（富岡芳男君） ここで、議員の皆様申し上げますけれども、内容についての審議ではありません。どうして早期継続審査を完了してもらいたいのか、そのための論議でありますので、そこを踏まえて質問なり答えをお願いします。

ほかにありますか。ほかに質疑はございませんですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第3、閉会中の継続審査の早期完了について、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（富岡芳男君） 挙手少数であります。

よって、日程第3、閉会中の継続審査の早期完了については否決いたしました。

以上で今定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（富岡芳男君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 平成22年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る10日より本日まで、議員各位は終始熱心にご審議賜り、いずれも原案どおり議了いただき、心からお礼を申し上げる次第であります。

さて、今月より政府の目玉政策である子ども手当の支給が全国各地で始まるわけございまして、千代田町におきましても口座振込を開始したところでございます。この制度には外国人による大量申請問題を初め、さまざまな制度上の不備が指摘されており、来年度以降についても支給金額や財源負担などいまだ不透明な部分がございますので、情報収集を努め適切な対応をまいりたいと考えております。

また、国政に目を向けますと、総理大臣の辞任騒動もあり、政治を取り巻く環境はますます混迷を深めております。来月には参議院選挙を控えており、選挙の結果次第では、国策の方向性が大きく変わることも考えられますが、町といたしましては少子高齢化対策や安全、安心のまちづくりのため、今後も事業を励んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、いよいよとうとう梅雨の季節になりました。議員各位におかれましてはどうか健康に留意され、地域住民のためにご活躍くださいますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。大変お疲れさまでした。

○閉会の宣告

○議長（富岡芳男君） 閉会に当たりまして、一言あいさつ申し上げます。

去る10日から本日までの8日間にわたり、平成22年第2回千代田町議会定例会が開催されましたが、その間、議員各位には終始ご熱心に審議賜り、諸議案も無事議了いたしましたことに対し、心からお礼申し上げます。

今定例会におきましては、子ども手当の財源の組み替え等を含む一般会計補正予算を初め、条例改正や人事案件など、多くの議案をご審議いただきました。私たち議会も、町当局におきましても、目的は一緒であります。それぞれ立場の違いはありますけれども、広い意味で理解と協力によってまちづくりを進めていかなければならない、そう思う次第であります。

今、我が国では、景気は底を打ったという見方もあります。しかし、実態としてはいまだに厳しい状況が続いております。国では急遽トップが変わり、新しい体制となったわけではありますが、国民生活を第一に考え、国政運営に取り組んでいただきたいと願うところであります。

一方、住民の暮らしに直結する各種事業を担う地方自治体においても、さまざまな課題が山積みしております。町当局におかれましては、会期中議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、行政の執行に十分反映されますよう改めてお願いいたします。

終わりに臨み、町当局並びに議員各位のご健勝をご祈念を申し上げ、平成22年第2回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前10時31分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成22年 月 日

千代田町議会議長 富 岡 芳 男

①署名議員 川 田 延 明

②署名議員 福 田 正 司